

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第22回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 3 月 12 日 (水)		
開 会	午後 2 時 30 分	閉 会	午後 5 時 24 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福井 一朗 兼 庁 舎 整 備 局 主 幹		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時30分 開会

中西照典 委員長 それでは、ただいまから市庁舎整備に関する調査特別委員会第22回を始めさせていただきます。

先回、合併特例債の件が庁舎整備だと1年おくれると間に合わなくなるというような議論がありまして、中途半端に終わっていたようですので、執行部より説明をしたいという申し出がありますので、執行部に説明を求めます。

どうぞ、中島次長。

中島伸一郎 庁舎整備局次長 失礼します。そうしましたら、またスライドのほうを使って御説明申し上げます。

1ページのほうをごらんいただきたいと思います。市庁舎整備の全体構想、素案での整備案、工期のまず設定の考え方ですけれども、この工期につきましては、合併特例債の期限内ですね、平成26年度から6年間として、機能や費用の面で最良の案となるよう計画しております。整備案、1から4、全てにおきまして、まず新庁舎を建設して、駅南庁舎にある窓口機能、あるいは防災機能の部署を新庁舎に移転して、市民サービスと防災機能をいち早く完成させていくということが一番でございます。また、市民の安全性とか利便性を第一に、費用の抑制など、すなわち現在の本庁舎の敷地に整備する場合には、仮設の庁舎とか仮設の駐車場の費用、こういったものをできるだけ抑制することなどを、こういったことを総合的に判断しまして検討しておりますのでございます。こういった考え方の前提があるということです。

2ページのほうをごらんいただきたいと思います。改めて4つの整備案の工期をここでごらんいただいておりますけれども、既に説明しておりますけれども、この4案の工期につきましては、平成26年度から事業を開始した場合を想定してつくってあるということでございます。この中で最も早く整備できるのが整備案1ということで御説明申し上げております。このグラフで、赤ですね、31年度末に赤線を示しておりますけれども、これが合併特例債の活用期限、すなわち平成32年3月末までですけれども、例えば今後、最近オリンピックであるとか、東日本大震災の影響などがありまして、入札不調などということが起こっておるようでございまして、工期がスムーズにこなせないということが出てきて、そういった場合には財源が確保できない状況に陥ることが避けて通れないこととなりますので、早い整備が必要だということもございます。

次、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。前回の委員会で事業開始がおくれるとどうなるかという議論がございました。先ほどの工期から、これは27年度と、今度は年度を入れております。先ほどのは年度を入れましたが、1年おくれでやった場合は、これその赤い線ですね、平成31年度末を超してしまう場合が出てくるということでございまして、その場合には工期短縮の措置をとらなければならない、それは整備案2とか整備案4はそういった状況になってくるということになります。

4ページのほうをごらんいただきたいと思います。今度は4つの整備案ごとに工期を個別に、これは簡単に御説明申し上げますけれども、まず、これは現本庁舎を活用しないで、新たな施設を旧市立病院跡地に建てる、整備案1のこれは工程でございます。冒頭に申し上げましたけど

も、新たな施設を旧市立病院跡地に整備後、庁舎機能の再配置を行うということでございまして、平成26年度から事業を開始した場合は、新たな施設整備、駅南庁舎の改修ですね、そういったものは平成30年度上旬に完了する予定になっております。

5ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの整備案1の事業開始を26年度から27年度にすると、ごらんのとおりですね、合併特例債の期限内に完了、1年ずれても合併特例債の期限までに完了することがここではわかっていると思います。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは、現本庁舎を耐震改修して、新たな施設と立体駐車場を現本庁舎敷地に整備する整備案2の工程でございます。これは工期は4年ということ、約4年というふうになっています。まず、新たな施設を現本庁舎駐車場敷地に整備しまして、防災と市民サービスに関する部署をそこに移すと。同時に現本庁舎の駐車場敷地に立体駐車場を整備していくと。それとあわせて第2庁舎をこれは仮庁舎として活用していきます。そして、現本庁舎の耐震改修を行っていくということになります。現本庁舎の耐震改修工事期間中は、現本庁舎の機能を全面移転を行いまして、工期の短縮を図っていく計画でございますが、また本庁舎の仮移転先ではスペースが不足するということになりますので、例えば福祉文化会館を仮移転先として活用しながら、改修工事を行っていくというふうな計画を立てております。そして、現本庁舎の耐震改修終了後、庁舎機能の再配置を行っていくというスケジュールで、26年度から事業を開始した場合は31年度末までに完了するということは、この現本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎と新たな施設、このグラフを見ていただいたらおわかりになるということになります。

7ページをごらんいただきたいと思います。これも先ほどの整備案2の事業開始を26年度から27年度に1年ずらすということになりますと、耐震改修工事はここにありますように、現本庁舎の耐震改修工事は合併特例債の期限内には完了できないことがここでわかっていると思います。

ちょっと次の8ページをごらんいただきたいと思います。これは、現本庁舎の敷地を出しておりますけれども、イメージとしてわかりやすくということで、新たな施設を整備した場合ですけれども、この現本庁舎の駐車場の青い部分ですね、整備することになります。整備案2では、新庁舎、これは9階建てで延べ1万600平米の面積とあとの施設ですね、立体駐車場をここに整備していきますし、整備案3では、新庁舎をこれ10階建て、1階は駐車場2,000平米で、延べ1万9,400平米の床面積の新庁舎を整備していくということになります。こういったイメージの中で計画をつくっております。

9ページのほうをごらんいただきたいと思います。現本庁舎敷地を活用する場合には、埋蔵文化財の調査が必要となるということがわかっております。調査の期間は、図面の右半分、右側のほうですけれども、砂利駐車場、あるいは間の通路、それとアスファルトの駐車場の1列部分も含めておりますけれども、これが第1、第2調査区ということで、9カ月調査の期間が必要になっておりますし、そして、今度は左半分が、これアスファルト駐車場の部分ですけれども、第3、第4調査区として、これも9カ月、合わせて18カ月の調査期間が必要となってございます。ただ、この調査期間は、設計期間内で行うことができることとなります。ただし、この期

間内は駐車場がかなり不足してきますので、別の駐車場の確保がこの期間は必要になってくるという状況が出てまいります。

10ページをごらんいただきたいと思います。引き続きまして、個別の整備案の説明ですけども、これは現本庁舎を活用しないで、新たな施設を現本庁舎の敷地に整備するという事で、整備案3の工程でございまして、工期は約2年になります。新たな施設を現本庁舎駐車場敷地に整備して庁舎機能再配置を行うということで、26年から事業を開始すれば、ごらんのとおりですね、30年度中旬には完了していくということになります。

11ページですね、ごらんいただきたいと思います。これも先ほどの整備案3は、事業開始を26年度から1年おくらせて27年度にした場合ですけども、これは平成31年度中に完成するということになります。

12ページのほうをごらんいただきたいと思います。現本庁舎を耐震改修して、新たな施設を旧市立病院跡地に整備する、これは整備案4の工程でございまして、工期は約4年ということになります。これも繰り返しになりますけども、まず新たな施設を旧市立病院跡地に整備した後に、防災と市民サービスに関する部署をここに移すと。で、第2庁舎を仮庁舎として活用して、その間、現本庁舎の耐震改修を行っていくと。で、現本庁舎の耐震改修が完了したら庁舎機能を再配置していくということで、26年度から事業をすれば当然31年度末までには完成するという、これは計画をつくってございまして、13ページですけども、それを整備案の4ですけども、これをまた26年度から27年度にした場合については、耐震改修工事の部分につきましては、合併特例債の期限内には完了できなくなるというのがこの図でも明らかになっておるということでございます。

最後になりますけれども、14ページをごらんいただきたいと思います。平成27年度から事業を開始した場合の影響としては、先ほどから説明しておりますけれども、整備案2と整備案4、現本庁舎を耐震改修する場合は、合併特例債の期限内に完了しないということになってきました。合併特例債が活用できないことになってまいります。それは、ここに書いてありますけども、合併特例債というのは、活用期限内に事業が完了する場合に活用できるというのが基本となっております。ですから、申請は設計前に行っていくということになります。その意味は活用期限内に事業目的が達成できるかどうかということで、例えばということで、ここにも引き合いに出していますけども、6階の建物を整備する場合に、3階まで工期が活用期限内におさまっても、4階以上はできないという場合、3階までは活用できるけども、やっぱり全てに活用できないというようなことになってくるわけです。そのような計画自体が認められないということになっております。したがって、合併特例債の活用期限内に現本庁舎の耐震改修を完了するためには、工期短縮のための、例えば仮設庁舎の確保が必要となってくると。その場合には費用が別途必要になってきておりますけども、今回、そこまでは想定はしていないということでございます。仮設庁舎は、仮の仮設庁舎を確保しない場合は、合併特例債が活用できないということになりますと、その他の財源の確保がまた必要になってくるということになります。いずれにしても、この市民の安全性、利便性を第一に、費用の抑制などを総合的に判断して、最も適する方法を選択する必要があるということになると思います。簡単ですけ

ども、ちょっと説明のほうをさせていただきました。

中西照典 委員長 ありがとうございます。この委員会では、庁舎整備について素案をもとに現場も確認してやってきました。庁舎整備を進める上で、改修であろうと新築であろうと、素案に5つの方針がありましたね。1、防災機能を強化、それから2、市民サービス機能の強化、3、庁舎機能の適切な配置、活力と魅力あるまちづくりを推進、現在及び将来にわたる費用の抑制等々、5つの方針がありますが、この方針をもとにこのような今までの議論を進めてきたところではありますが、このことについて、皆さんの中で、一応この方針をもとにして議論してきましたし、それでいいと思います。それから、第2庁舎はいずれもう取り壊してしまうという、そういうもとでの話でありました。そのことについてどうですか、よろしいですか。

棕田委員。

棕田昇一 委員 これをもとに、全体構想をもとに議論をするということにしてきた、またこれからそれぞれいいですかということですが、その5つの機能とか、前提条件となる部分についてはもちろん議論してきましたが、私はこの4案をもむということに、必ずしもそのようには考えておりません。

中西照典 委員長 4案をもむのではなしにこういう、先ほど言った方針をもとにして、まずは、先回からも言っていますけども、この庁舎を、何ていうか改修するのか、あるいはこの庁舎は改修よりも新築した方がいいのではないかということで、一回のまとまりを私はつけたいと思います。ですから、そういう判断の上で、この5つの方針というものを判断の一つの基本としてきているということではありますが、それでよろしいでしょうかということです。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 建物だけを捉えれば、確かにこの5つ言われた、防災機能の強化、市民サービス機能の強化、市庁舎機能の適切な配置、活力と魅力あるまちづくりの推進、現在及び将来にわたる費用の抑制、この5つの点で検討していくのもわかるのですが、建物だけ見ればね。だけれども、ここで本当にこの委員会で全然まとまってないというか、議論も中途半端なのだけれども、委員長が言われるように耐震改修がいいのか、新築がいいのかという議論をする上では、やはり住民投票をどう評価するか、どう考えるかっていうのも一つの観点にやっぱりなると思うのですけど。

中西照典 委員長 住民投票に関しては離れてください。あくまでもこの建物を自分たちの目で見たい、それからいろいろした、その中で自分で判断してくださいな、自分で。住民投票をするなら、自分の中で判断してくださいな。そこに入ると少しも進みません。問題は、この建物が地震が来たら壊れるという状態にあるときに、だから、その住民投票を支持していくなら、それは耐震で多分いかれるでしょう、だからその点でいかれりゃいいし、そうでなしに、やはりこれは建てかえたほうがいいというなら、またそれぞれの判断があるわけですから。それはもう、自分の中でそれをもとにして庁舎に対する考えを述べてください。そういう意味であります。

そのほか。

どうぞ、橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今の委員長の発言では、なかなか委員会としての総意を取りまとめるというのは非常に難しいなというふうに率直に思いますけども、今、執行部のほうから、こうやってきょうの説明用の資料というのをちょっと説明いただいたのですが、ちょっと確認の意味で、何点か確認したいのだけど。

まず1つは、この合併特例債ってというのは、何ていうの、出来高払いというような話を聞いていたのだけど、何かさっきの中島次長の説明では、できるのかできないのかようわからんような言い方、いえば申請するときに、合併特例債が使える期限が決まっているわけだから、それに合わせて計画をつくって申請するわけで、それで実際現場の中で、例えば資材が入ってこないだとか、工事をやる方が、手当てができなくてなかなか工事が計画どおりにいかないとか、現実的な問題も考えられると思う。でも、やはりそれでも、何、合併特例債は期限までにできなかったら活用できないということなのですか。やっぱりそういう物理的にできなかったという場合は、合併特例債も出来高払いということで執行できるじゃないのですか、その点をまず一つお伺いしてみたいと思います。

それと、この整備案1から4までで工期の設定があったのですが、第3次のときに日本設計さんに積算をしていただいて、そのときは、基本設計、実施設計、あるいは工期を含めて4年半という期間が出てきて、3次のときに湯口委員だったかな、こうやって回していく工事をやるということで、工事のやり方によってはこの期間も短縮できるのではないかという質問があったときに、日本設計さんも何カ月かは短縮できる、組み立てによってはというような意見があったのですが、これを見ると、日本設計が4年半の工事期間を出しておいて、少し幅のある中で、それがこれを資料見ると、さっきの説明聞くと、工事の期間が5年半、1年延びているわけですね、その1年延びた根拠というものも教えていただきたいし。

それから3点目は、仮の庁舎と……。

中西照典 委員長 橋尾さん、1つずついきましょう。全部だとわからなくなりますから。

橋尾泰博 委員 じゃあ、今の2件。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 まず、合併特例債の出来高払いについての考え方ということですけども、これは、合併特例債というのは説明のとおりでございまして、計画をその期限内に当然立てるわけです。それで執行するに当たっても、完成をその期限内にする、これがもう大前提でございまして。その途中に変動要素ですね、いわゆる自然的な要件によってやむなく延びてしまったというようなことに関しましては、内容によっては繰り越しというような形で対応はできるかとは思いますが、基本的には全て事業完了は期限内に行うというのが原則でございまして。最初から期限を超えて計画をするということにはなりませんので、ですから期限内にやって、それを期限内に完了するというのは基本原則、ただし自然的な要件によって、やむなし事業が延びてしまったということに関しては、考慮の対象になるとは考えております。

中西照典 委員長 前田専門監。

前田喜代和 庁舎整備局専門監 2番についてお答えいたします。

まず、日本設計のときとどこが違うかという御質問ですけれども、まず1点は、新設の庁舎

の規模が当初、当時は4,350だったものが、今回は1万600なり1万9,400ということで、それによって工期が、日本設計の場合は15カ月だったものが今回は21カ月、22カ月ということで、ここでまず延びているということと、もう1点は、やむなしということで日本設計の場合は6カ月間、工事を重ねて行ったということがございます。日本設計の資料でも、来庁者や職員の安全性等を考慮すると重ならないほうがいいというふうに書いてございます。この2点によって工期が変わってきているというふうに考えております。以上です。

中西照典 委員長 じゃあ、橋尾さん、3点目を。

橋尾泰博 委員 さっきの説明の中で、仮庁舎云々という話があったですね、最初の説明の中で。それで、日本設計さんの検証のときも、回して工事を進めるということで、仮庁舎という工法にはなってなかったけど、なぜ仮庁舎、それが先ほどの説明では第2庁舎を仮設の庁舎、一時引っ越しをしてというような話があったのだけど、そういう計画にされたのはどういう流れでなったのですか。

中西照典 委員長 前田専門監。

前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず1点、日本設計さんの場合は、確かにいわゆる工事中の新しい建物を仮使用しながら工事を行っていきこうというふうにしたのかなと思います。ただそうした場合に、今回つくる1万600平米とかの建物でそれをやっちゃいますと、例えば、いわゆる市民の方がたくさんおいでになられるそういう場所を、工事を途中やめをして、移転を行って、その後また工事にかかるというそういう二重のことが出てくると、やっぱりその時点で市民に非常に迷惑をかけるということがあるものですから、極力市民の安全なり利便性を考えて、今回はそういう工法は今のところは考えずにおこうということで設定したものでございます。以上です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 新しい庁舎、増築分建てますが、そしたらそこに引っ越ししますよね、そしたら本庁舎があきますよね、それで本庁舎のほうは既存遡及なんかの工事に入りますよね。それで新しい庁舎は、役所の機能によってどこの課とか部を配置するかということだろうけども、そういう具体的な話はまだ全然できてないわけでしょう、これから計画していくわけだし。それで新しい庁舎のどこってというのは、結局今の建築基準法に合わせていくわけだから、やはりバリアフリーだとかそういうことも全てクリアをして、市民の皆さんが来られる窓口業務を中心として部署を配置するわけでしょう。それで何でさっき言ったような説明になるのかな、ようわからん。

中西照典 委員長 前田専門監。

前田喜代和 庁舎整備局専門監 まずは日本設計さんの場合に、耐震改修の工事が何カ月見てあったかと申し上げますと、日本設計さんの場合は20カ月見ておりました。今回は、いわゆる全部空にしてやる場合は12カ月、それから、日本設計さんと同じように転がして工事を行う場合は24カ月ということで見ております。そういうことから考えて、やはり今新築しようとする建物を仮庁舎として使い、また移動してっていうことをすると非常に、工事もですが煩雑になってくるということがございますので、新しい建物は新しい施設として使おうと、そこからやっ

ぱりいろんなことを考えちゃうと非常に煩雑になってくるということでございますので、そういうことで考えたということです。以上です。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません、今の説明した考え方は、新しい庁舎については、そこを仮設庁舎として使う、ですから、どの部署でも放り込んでおけという形ではなくて、庁舎としても機能する、新庁舎として機能する部署を配置していくという考え方で置きますので。ですから、この庁舎のうち必要な部分は現本庁舎にいる部署のうち必要な部分が入ってくる、駅南庁舎から必要な部分が入ってくる、そういうもので構成した新しい庁舎の体制というもので新庁舎は動かしていこうじゃないかと。それで残った第2庁舎ですよ、第2庁舎については、そこは仮庁舎としてやりますけども、そういったものをおのおの全部使ってやっていくと、どうしても期間的なものとしては長くなってしまうと、ここは全部空になるわけではないという考え方です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 具体的な話はこれからの話だけど、例えば、今2号案なんかで、ここに建てる増築の部分が職員1人当たり24.4平米ということで、それでここを耐震改修して使うにしても、増築部分で1万600という数字が出ていますよね、ねえ、出ていますよね。あのね、例えば今のこの本庁舎は6,800ですよ。それで第2庁舎は2,250だよ。合わせて9,000でしょう。1万600の新しい庁舎を仮に建てたとしましょうか、本庁舎と第2庁舎、みんな入れるでしょう、数字の上だけで、でしょう、ねえ。それで、さっき、何ていうの、今の第2庁舎の2,200、庁舎としては将来使わない。けども、今までの計画でいけば、いけばあそこは道路に面しているとか、建物がひっついているということで、基礎免震とかああいうことはできないと、やるとすれば一般耐震だろうと。それで、庁舎としては活用しないけども、あそこは民間の使用を考えるとかという話だったわけで、例えば新しい庁舎を完結したときに、あそこを、いずれかはそりゃ解体しなきゃならんのだらうけども、すぐすぐに解体するっていう話じゃないのでしょうか。有効活用するということであれば、それなりに何年か使っていくわけでしょう、違うのですか。庁舎としては使わないけども、例えばボランティアセンターだとか、福祉の団体だとか、あるいは食料品のお店を入れるだとかって話がありましたが、そういう形で何年か使っていくのでしょうか、違うのですか。

中西照典 委員長 亀屋局長。

亀屋愛樹 庁舎整備局長 この件につきましては、全体構想の21ページに御説明していますとおり、庁舎としては活用しないけども、民間活用としてこういうことも考えられますということで、今後の計画については議論していかなくちゃならないとこだと思いますけども、残すか残さないかということがあるのでですけども、庁舎として活用できないということで皆さん認識されていますので、残すとしても何らかの措置をとらなくちゃならないということになってきますので、そのあたりも踏まえてこの第2庁舎というのは考えをこれから煮詰めていくとこだと思います。それで、先ほども言いましたように、ここは改修時において、新築時においても仮庁舎として、その間は仮設庁舎としてここは使うということには考えてはおりますけども。

中西照典 委員長 ちょっと、橋尾委員も疑問はあるでしょうけども、ちょっと返らせていただきます。

まず、一応ちょっと確認というか、しておきたいのは、さっきの5つの部分と、それから整備に当たって財源は合併特例債を使うという、その辺はどういう、庁舎についてはどういうことになるにしても、そこのところは押さえておきたいと思いますけど、よろしいですか。

じゃあ、それでいかせていただきます。

庁舎の整備については5つの方針と合併特例債は使うのだということです。そこで、私は中間の報告を必ず出したいと。ですから、皆さんが、一番私がお聞きしたいのは、この庁舎を今までの議論の中で皆さんはそれぞれどう思われているのか、これは改修していくべきだと思われるのか、いやいや、新築していくべきだと思われるのか、その辺を皆さんで議論していただきたいと思いますけども、誰か意見ありますか。

有松委員。

有松数紀 委員 ちょっとその前にということでもよろしいでしょうかね、先ほど委員長が5つの基本を踏まえながらという部分の確認の中で、棕田委員が言われた部分、これは委員間討議になるのかな、ならないのかわかりませんが、ちょっと言わせていただきます。

全体構想という中で提示されたこの4つのパターンについて、5つの原則といいますが、その部分は踏まえるけれども、これを踏まえて4つのパターンを絞り込んでいくということは考えていないという意味と言われた意味がわからないので、ちょっとそこら辺ももう少し、何を求めてこれから議論を進めようとしておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

中西照典 委員長 討議というより質問ですね。

どうぞ、棕田委員。

棕田昇一 委員 私はこれまでも申し上げてきたと思うのですが、まず1つは住民投票の結果を受けて考えていくべきだと私は考えておると。そこから離れて、先ほど伊藤委員のことにかかわって委員長のほうからありましたけど、それと離れて市議会議員としての私の考え方が存在することはあり得ないということがあるということが1つですね。そういう意味において、この4案、その中には確かに言葉としては耐震改修をするということの中身を持つ案がありますが、それは住民投票で市民の皆さん方に言ってきたものと必ずしも同じものだということではないと。じゃあ、どういうものがいいのだと、それは、この間も言ってまいりましたが、まさにいろんなやり方、いろんな、があるわけでありまして、耐震改修を基本としてどういうやり方でどのようなものができるのかということ、やっぱり業者、専門家に提案をしていただきながら、最終的にその判断をしていくと、こういうやり方をすべきではないかと思っているので、この4つの案そのものを、じゃあこの中のどれがいいのかということについて絞っていくというその議論には、私は賛成ではないと。

いま一つは、あくまでも一例ですが、先ほど面積の話もありましたが、面積によって、また工法によって工事期間というのは変わってくると。そういう意味でいうと、ここ二、三回のこの特別委員会で私は特に人口の問題、職員数の問題、面積の問題ということの意見を言ってまいりましたが、この4案に示されている平米数を前提にした、あるいはそれでもってのど

れがいいのかという議論については議論しかねると、こういう意味であります。

中西照典 委員長 じゃあ、ちょっと今から委員間討議にしますよ。

有松委員。

しますよじゃないですね、それでいいですね。

じゃあ、異議がないようですので。

有松委員。

有松数紀 委員 そのことについてですけれども、3次の特別委員会の話をまた出さざるを得ないのですけどね。結果的に2号案は実現不可能ということ結論づけたわけです。その結果、執行部に条件つきということではなしに、執行部に提案を下さいということで返したわけでしょう。で、執行部が提案をしてきたものに対して議論をしないということではできませんよ。かね、議会の中で。我々はこの1案から4案までの考えをもう確実に、何も変わらない状況の中で絞り込もうとすることはできませんし、そんなことを思っているわけではないのですよね。ただ、1から4案、専門家の委員さんの皆さんからのいろんな協議を踏まえて執行部が出してきた4案の中で、それぞれの利点、マイナス点みたいなものがあるでしょうけれども、そういったものを精査しながら、大体こういう方向でいくのが市民に相当だと言えるような計画ではないかというところを絞り込んでいこうとしているのですよね。1から10まで全く合っていないから議論をしないという考え方はないと思いますし、我々にそれほどの知識はありませんし、専門的な知識はないし。

それとまず大前提で、前回の委員会のときにお話ししましたけれども、2つ考え方があって、住民投票の結果が、この現在地、本庁舎の耐震改修だという考えだから、それを基本に考えなければいけないという委員の考え方と、その当時の計画2号案ができないということを受けて、市民の気持ちはそのときから大分変わってきているのだという中で、新築、あるいは移転をするべきではないかという考え方、住民投票の、これまでの市民の考え方が違ってきているということ踏まえて、新築、移転を考えておる委員の考え方と二通りあるのだと。ただ、この考え方になかなか溝は埋まらないのだろうという中で、それを踏まえながらこの4案に対して向き合うのが我々特別委員会の役目ではないかということ提案したわけですよ。ですから、皆さん方が、例えば耐震改修というものが市民の支持だということであれば、そのことを理由にしてやっぱり論じなければいけないと思うのですよね。我々は新築、移転、私は、例えば我々ということは必要ないかもしれませんが、私の場合は民意は変わってきたのだということ新築を市民に勧める、これが正しい判断ではないかということ勧める。こういった議論を進めなければ全く議論は前に進まない、この特別委員会が何のためにあるのかということをもたたださなければいけないことになるのじゃないかと思うのですけれども、棕田委員はいかがですか。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 ですから、一つは面積のことについては、当然建物を考える場合に面積というのは当然必要なことですから、それについての議論はしてきたつもりですし、まだし尽くしていると思いませんから議論したいと思ひますし、また機能の面でも防災機能ということで、防

災にかかわるどういう機能、あるいはどういう面積のものが要るのかということについては、それについては大いに議論させていただきたいと思っていますし。ですから、この4案そのもの、あるいはその中のこの案、この案、またどれがいいのかという議論の仕方についてはいかなものかということをお願いしたのであって、この全体構想で示されている構成要素といいますが、市庁舎整備の構成要素については、これは当然議論していくべきだと、させていただきたいと、このように思っております。これからはしたいと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 構成要素という表現をされましたけども、基本的にはどういった議論をしようかと、この4パターンは大きく外れるものじゃないと私は思っているのですよね、外れるのでしょかね。面積の部分に関して、これは最終的に基本設計とか実施設計をするに当たって、やはり面積の適当な面積といいますかね、適当というのは大ざっぱにという意味ではありません、適切という意味で言っているのですけども。そういった部分に関しては問題提起をされておるし、それは必要なことだろうと私も聞かせていただいているのですけども、この議論に関してはなかなか我々の中で結論は出ないと思います。ですから、これはこれから先でも、例えば耐震改修、あるいは新築の話を絞っていってでも、それ以降まだまだ議論を尽くさなければいけないことだと思いますけども。中間報告を出そうとするのなら、耐震改修、あるいは新築という部分に関しては大ぐくりでもやっぱり前に進める議論をしなければいけない、早く議論をしなければいけないと思うのですよ。個々の機能とか、機能があってこの庁舎の全体構想が当然出てくるわけですからね、この部分を外すわけにはいきませんが、そういった部分では、この4案の中で我々は考えていき何が違うのかなと、このこと以外に何を議論しようとしているのかなあということがわからないですよ。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 例えば一例ということ、例えの言い方ですけど、先ほど橋尾委員のほうから、日本設計のときの議論の面積でいうと、新築というか増築部分が4,350平米であったと、で、今回のものについては1万600とかあると。そうすると例えば工期も15カ月なのか21カ月なのかということがあると、それそのままをやるということじゃないですよ、検討すべきことというか、視点としてね。そうすると当然工期が変わってくれば、先ほどの合併特例債の間に合う、間に合わないとか、いろんなことにも関係してきますから、ですから、まさにその機能の部分、あるいはそれに伴う面積の部分等々の議論は私はやってきたつもりですし、これからはやっていくつもりですし、やらなければならないと思うし。しかし、それがこの4つの案の形になるということについては、必ずしもそうではないじゃないかということをお願いすると、こういうことあります。

中西照典 委員長 もうその議論は聞いていてもちょっと堂々めぐり、要は4案をそのまんまいくのでなしに、変わるかわからないけど、大体そういう中で決めていこう、いろいろ細部にわたっては当然これから実施設計等の中で変わっていきますけども、私は今戻しますから、とにかく中間報告では、それぞれの委員が、今時点でどの案、あるいはどういう、庁舎に関しての整備方法をよしとしているかということをお願いしたい。それをやはり出すことによって、

今ここまで議論が進んでいるのだということを市民の方に報告として出したいというのが私の意見です。その中で、もしもまとめればですけども、今までの状況の中から、やはり平行線できていますので、それはそれとして、ただ、それぞれ個々人が今どうだということを私は話してほしい。まだまだ議論は尽くせないですけども、これで全て決まるわけじゃないですから、今どうなっているかということをしていただきたいと思いますけど、皆さん、この私の提案どうですか。

下村委員。

下村佳弘 委員 委員長提案もですけど、今、討論を聞いていまして、やっぱり執行部の提案ですよね、これ。これやっぱり審議するというのが大前提であると思います。これが本来の委員会のあるべき姿だと思いますし、この提案に対して議論ができないというのは特別委員会の存在意義もないということで、今、椋田委員のほうから、そうじゃないのだというお話があったので少し安心したんですけども。私は、今の委員長の言葉から言えば、今の時点での議論から言えば、場所はともかくとして新築をすべきだろうなあというふうに思っております。現本庁舎を使うとなれば、ライフサイクルコストの問題もありますし、先ほどからありますような駐車場の問題とか、工期の問題、あるいは仮庁舎ですね、この移動の問題、いながら工事の問題ですね、それから第2庁舎のスペース不足の問題、こういう大きな課題がもうたくさん山積しているわけですよね。これも解決しなければならないということで、その分の労力、費用を考えるなら新築をするのが当然だというふうに私は思います。具体的に2号案ではいろいろと示されましたけれども、できないことはないけども結局お金がかかるのだというようなことがありましたよね。そういうことも専門業者のほうから指摘もされておりますし、そういうことを考えれば、当然新築のほうで向かうのが適当じゃないかというふうに思います。

中西照典 委員長 じゃあ、桑田委員、一人一人聞いていきます。

桑田委員。

桑田達也 委員 結論から申し上げますと、新築であろうというふうに私はかねてから思っておりますが、先ほど椋田委員のほうから耐震改修について、いろんな今後も議論も深めていきたいし、いろんな専門家の方にも入っていただき、そのやり方について議論が必要なのではないかということありましたけども、耐震改修については、そうおっしゃった椋田さんの会派から最善の案だということで出てきたのが2号案であったわけで、それが第3次の特別委員会で認められなかったということですよ。

それで委員長、私はやっぱり特別委員会を進めていく上で大事なことは、先ほど5つの方針案ということ、それから合併特例債の活用をするということ、今合意を見たわけですよね。そこから一つ一つこの問題解決を図っていかないといけないと思っています。そう考えると、5つの方針案、先ほど示されておいて、何度も何度も私たちも見てきたわけですけども、これ結さんや共産党さんも、その5つの方針案については異論がないとおっしゃっておられるわけですね。私もこれまで各会派がいろんな、市長に対して予算要望も行ってきているんですけど、結さんも平成23年のときには、予算要望をちょっと私も拝見させていただいたのですよ。そうすると、結さんは新しい市庁舎建設の基本的な考え方というタイトルで、この23年度の予算要

望を行っているのですよ。23年度だから、これ棕田さんも、もう議員としていらっしゃるわけですけど、その中でこの都市計画のマスタープランや中心市街地の基本計画、こういったことに関連する計画や事業に沿った新しい庁舎の建設を求めた基本的な考え方という、求めているわけですね、予算要望。さらに、25年度の予算要望、結さんの、拝見しました。その中にはこんなことが書いてあるのですよ、職員の資質向上とモチベーションのアップを図るよう要望しますと。職員のモチベーションの維持をするためには、配置や移動、職場環境の整備充実が考慮すべき要件だと書いてある。この5つの方針の中に含まれているようなことを、今までも結さんも予算要望の中にしっかり市長に求めているということも、私も確認をさせていただいたので、まずは5つの方針がこの特別委員会で確認をされた、そして合併特例債も活用することが確認された。そうすれば、当然、合併特例債の活用期限ということがさきから議論になっていましたけども、その活用期限を考えれば、この一番短期日の間に工事が進められる新築移転、整備案1、この方針に沿った考え方というのが私は最も適当だろうというふうに考えております。いずれにしても、鳥取市の財政負担、それから市民の負担、そういったことを私たちは本当に捉えて、どのやはり整備案というのが鳥取市にとって負担が最も少ないのか、市民の負担が少ないのか。さらには人命にかかわる問題ですから、先ほど日本設計のこともあったけども、仮庁舎だとかそれを回しながらの工事については大変危惧される場面というのは出てくるわけですよ。そういったことを考えれば、私は整備案1、これで進めることが最もふさわしいというふうに考えます。以上です。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私は、結論から言わせていただければ、やっぱり新築移転がやはりふさわしいと、執行部のほうが提案していますけども、この4案いろいろ比較対照してくれています。これは特にえこひいきとか、誘導しようというような作為的なものは何も感じない中の比較の中でも、防災機能の整備でも二重丸、あるいは市民サービスの件でも二重丸、アクセス、駐車場の確保にしても二重丸、工期短縮についても、当然ながら一番短いと、そして何よりも市民にも理解していただきたい部分として、やはり無駄な財政投資ということをしてしないという部分に関しても、費用の抑制という部分に最大限の努力が見られるということで、私は新築移転を進めるということになるわけですね。逆に耐震改修を言っておられる委員の皆さんの考え方がわからない、逆にね。どういうところをメリットとしているのか……。

中西照典 委員長 ちょっとそれは、今、自分の意見だけでいいです。それを聞いた中で討論をする場合はしますので、まずは自分の意見を言ってください。

有松数紀 委員 意見ですよ。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は新築移転ということで考えで、まず1案を、一番これが望ましいと思います。といいますのが、この建物が昭和39年ということで、この場所は薬研堀のお堀の跡ということで、現在でも隣で日赤でもやっておられますけど、地下30メートルまででないという支持層がないということがあります。それで今回、耐震の関係が出てくるわけですけど、耐震につきましてもまた基礎ぐいを打たなければならない、鋼管ぐい。この建物の中からこれで打つ場合も

いろんな問題点、課題があります、非常に。技術的にできないことはないのですが、基本的には困難であると思っておりますし、また、これを直しても、非常にバリアフリーは直さない、エレベーターホールなんかストレッチャー入らないということになれば、また別の場所での増築になりますし、廊下のクランク、幅員の狭さもあります。その辺とまたバリアフリーの関係が全部出てくるのですが、トイレもほとんど配管が露出配管になっておると、段差もある、和式もですけど、ほとんどもう劣化しておるということでございます。

それとまた、一番問題点は費用の面ということが、住民投票でもなるべく安くしてほしいという要望がありました。費用の面についても非常に、今、金をかけて直しても、ずっと地下を見ましてもひび割れだらけということで、基本的な柱が。建物が非常に劣化しているという状態ですので、また15年後ぐらいには取り壊し、建てかえということで、また二重投資になるということもございます。その面を見ましても、またこの工事をこの付近でやっても、今現在、市民会館利用率、多く使っておられます。小学校、中学校、高校、あるいは一般の方、文化、その辺の駐車場も現在ない状態でありながら、工事期間にかなりの駐車台数が足りない、また別の駐車場を確保しなければならない、また非常に危険な面もあるということがございますし、安全対策上問題があるということがあります。そういう面からしても、当然ここでの耐震改修や新築工事というのは非常に現状では難しいと思えます。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 私は、耐震改修及び一部増築案を支持いたします。確かに現在この業務をしながらの工事ですから、市民の皆さんにある程度の御迷惑をおかけすることは想定できます。他都市でも耐震改修をやっておられる自治体もたくさんあるわけですし、じゃあ、我々も特別委員会として、新築をされたところ、あるいは耐震改修をされたところ、現実に現場に行かせて、担当の方の苦労等もいろいろ聞かせていただきました。今までの委員の皆さんは新築移転ということを支持されておったんですけども、私は皆さんの意見を聞かせていただく中で、やはり執行部の皆さんには、やっぱり先ほどさっき結の、ちょっと一つの例えを言われましたけど、結は決して間違ったことは市のほうに申し上げておりません。やはり、反対にまちづくりプランであるとか、都市計画のマスタープランであるとか、やはりそういうまちづくり全体のことを考えて我々は判断をしているつもりでもありますし、やはり執行部の皆さんにもそういうことも考慮した上での提案をしていただきたいと思います。私は十分この耐震改修及び増築案で市民の皆さんの行政サービスにお応えする機能は十分できるというふうに思っております。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 私は、ここでの新築でいいという意味ではもちろんありませんけれど、場所がどこかは別として新築ということは私はあり得ない、新築移転はあり得ないというふうに思っております。そして、耐震改修と増築ということを基本にして考えていくべきだと。そのときに、執行部のほうが示している耐震改修一部増築というこの2案以外にあり得ないということにはまさにあり得ないというふうに思っておりますと、いろんなやり方がある、こういうふうにも思っております。

中西照典 委員長 ちょっと頭でわからんけど、要はこの建物は使うということですね。

棕田昇一 委員　　そうですよ。

中西照典 委員長　　じゃあ、この建物は改修していくのだということですね。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員　　私は耐震改修、この現本庁舎を耐震改修で使うという考えです。それで、耐震改修を基本として、増築するのであればその面積等々は検討していく必要があると思います。執行部が提案されている、そういう大きいものが果たして本当に必要なのかどうか、そういったことは十分検討する必要があると思いますが、この現本庁舎を私は使うという立場です。

それで、やっぱり住民投票しました。今先ほど、新築がいいとか、新築移転がええとかって言われた、いろいろ意見聞かせていただきましたけれども、恐らく市民の方がそれを聞いたら、だったら住民投票する前にもっと議論しとったらいいん違うかと、そういうふうに使われている方もいらっしゃるのじゃないかなと思います。私はやっぱり、何度も言いますが、執行部が住民投票に対して問題点があるっていうことを出されていることを、やっぱり私は議会として本当にどういうふうを考えるのかということも明らかにしないとイケないし、大体情けない話だし、執行部がそうやって問題点……。

中西照典 委員長　　伊藤さん、その意見は聞いてきたのですよ、我々はね。だからそのことはちょっとやめてくださいな。だから、やらないじゃなしに、あなた議会を責めるでしょう。あなたが議会人だからね、だから議会人だから議会人でいってくださいな。議会をいかにも責めないでください。それぞれの中でそれぞれ独立して判断しているわけですからね。その意見も僕はやめてほしいと思います。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員　　こうやって特別委員会でいろいろ議論して、なかなか前に行けない状況、それはもうやはり新築と耐震改修との意見が真っ向ぶつかっておるといことだろうと思います。ただ、やはり我々議会がいろいろ議論をして、伊藤委員が、さっきやはり住民投票のことをおっしゃったけども、やっぱり流れを確認せないかんと思うのだよ。我々議会がいろいろ議論したけども、なかなか議会としての総意が得られないから、議会としての判断ができない、だから最終的な判断を住民投票という形で市民に委ねたのですよ。それで、市民の一つの結果が出ました、それからまた専門委員会のほうで市民の意識調査もされました。市民の意識調査しても、やはり耐震改修を支持される方が多かった、差は縮まりましたけども。やはり、それで我々議会も住民投票が終わって、第3次の特別委員会をつくって2号案の検証をしましたよ。だけどね、住民投票終わってから、何回も言いますが、新築移転の話は議会でやっていませんよ。よく有松委員が、我々議会が方向性を示さずに丸投げしたっておっしゃる。やはり、その本質をよくやっぱり委員の皆さんも頭に入れてもらいたいんだけど、耐震改修及び一部増築案という形で、それ一本にするよりは、日本設計の、新築できる、この位置ですよ、この現本庁舎の敷地の中で新築できる可能性もありますよという参考意見が出てきたから、その2つの要素があるから、1つに絞らずに報告を出したのですよ。これは、第3次の特別委員会の流れで皆さんもよく理解されていると思うし、執行部もその流れはよくわかっていますよ。けども、こういう今の現状になったということ、そこのところはきちっと、我々議員とい

う立場でやっぱり市民の皆さんの意見を聞きながら進めておるのですから、その部分をやっぱりきちっと腹に入れてからの議論にしてもらいたいというふうに思います。

中西照典 委員長 それでは、まずそれぞれが自分の意見を、対しての意見を言ってください。

吉田博幸 副委員長 僕は、初めから現地での建てかえということをおっしゃったのですが、有松委員が、先ほど新築移転に市民の意見がそっちに流れたとか変わったとかいうことを言われましたのですが、どこら辺でそういう変わったと思われたですか。先ほども橋尾委員のほうで専門家委員会の意識調査、あれの結果も言われました、両方、現地での新築も足したら37%ぐらいになっただけです。ですから、大差がついたということですし、その前には市民の皆さんに住民投票で意見を聞いたなら耐震改修だったと、一部増築だったというようなことが出てきておるのに、あえて有松委員のほうでそういうことを、市民の意識が変わったのだということをおっしゃられた。どこを押さえてそういうことをおっしゃられるのか、ちょっと教えてほしいのですが。

中西照典 委員長 委員間協議する、委員長の意見も言っていていい。私は新築がいいと、場所は言いません、新築がいいと思っています。吉田さんも一応新築でしたね、ここでだけ、現地新築ね。いわゆる建物は、これは、ここは使わないということです、要はね、この建物は。

というように、一応この建物は使わずに、そこまで踏み込む必要はなかったのですが、移転新築と現地新築ということに意見が分かれております、これは現実です。そこで、委員間協議、それぞれ言われた中で委員間協議をこれから、さっき切らずにやったな、じゃあ、もう一回ここから始めます、よろしいですか。

じゃあ、有松委員は吉田さんの問いに。

有松数紀 委員 民意が変わってきておるといふ表現の中で、吉田委員が言われましたけども、専門家委員会の中でのアンケート調査の中でコメントをいただいた話の中では、2号案ができないのであれば、あの金額ですよ、現在地で20億8,000万でできないということを受けて、そういうことであれば、いっそのこと財政効率もいい中できちんとした建物が建てられるのであれば新築をなささいという意見がふえてきたという、明らかに民意が変わってきたということを受けて、そういうふうにご発言をさせていただきました。私の根拠はそういうところです。

一つ言わせていただいてもいいですか。私がなぜ新築かという話の中でですけども、耐震改修と言われる方々の考え方は、何がメリットがあって耐震改修とおっしゃられるのかなというのがいつも疑問に感じるわけですよ。メリットはなくても住民投票の結果が現在地耐震改修だからといって言われるのであれば、これは大きな問題だなあと私は思うのですよね。ぜひその部分を、橋尾委員が頭を振られましたけども、その違う部分、デメリットしか私は受け取れないのですよね、どういうふうに対しても、この建物の耐震改修をして投資をしていくということは、その部分に関して、我々に理解できるような耐震改修の必要性といいますかね、そういった部分を示していただきたいと思いますし私は思うのですが、少しでも理解したいという思いですけれどね。

中西照典 委員長 指名してもらったほうがいいですね、まず誰からというのを。

有松数紀 委員 じゃあ、橋尾委員。

中西照典 委員長 じゃあ、橋尾委員。

橋尾泰博 委員 きょうの議論の中でも、我々特別委員会がこの市庁舎の整備方針、5つの柱を認めたと。やはりこうやって耐震改修するなり、あるいは増築して新しい庁舎を建てるということになれば、やはりその5つの機能をできるだけ入れるように努力をする。ただこれは、考えられる全てを入れるという話と、今の鳥取市の状況の中でどこまでできるかっていう議論、これからあるのだろうと思います。

それで、耐震改修を私は支持しておりますけれども、これは、やはり鳥取市のまちづくりであるとか、あるいは文化、歴史、それからそういういろんなことを、財政のこともそうですし、行政サービスの提供、どの程度市民の皆さんに行政サービスを高めれば、市民の皆さんとして納得いただけるのかと、やっぱりそういうことを総合的に判断して、耐震改修及び一部増築案を支持しております。

例えば金額の問題にしても、今回の執行部から出ているような資料にしても、この間も説明をいただいたのだけでも、新築移転がその他費用3.9億円、これは調査費と引っ越しの費用と解体費ですよ、これだけなのです。それで2号案を検証したときに、(聞きとり不能) 予算単価で積み上げて、そして法に基づいて設備の2時間を72時間対応だとか、既存遡及の追加工事入れて、日本設計さんが30億という数字を工事費出されました。それで、その他費用10億入れましたけれども、私はそういう議論をしていくのであれば、やはり新築移転に伴ってその他費用がどれだけ本当にかかるのか、これを出されないと議論にならないですよ。これを出されないというのであれば、やはりこちらの建設費30億と新築の60何億かな、その議論をしていくべきだろうと思うし、新築移転をするということになれば、例えばこの現本庁舎がある敷地の利活用、これ何ですか、今まだ決まってはいいないけども、何だったいな、文化芸術センターかいな、一つの、出ている。こういう決まってもいいないことをさもできるような提案をして、新築移転の議論を持っていこうという、私はその姿勢に非常に困惑をしております。駅周辺の整備だと言っておりますけれども、これは明らかに市立病院跡地に市役所を移転し、に伴って出てくる工事がたくさんあるにもかかわらず、そういうことは一切、この特別委員会に提案をされない、この姿勢を私は非常にやり方としては疑問符を持っております。この点を明らかに執行部がするまでは特別委員会でもなかなか中身の濃い議論には入れないだろうというふうに思っています。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私が聞きたいのは、耐震改修、これはどれほど非効率であろうが、住民投票が結果だというような表現ではないのでしょうかと言いたいのですよね。それだったら、耐震改修が理にかなった次の鳥取市のあり方だというメリットを示していただきたいと言っているのです、お三人の方に。そのことがメリットと感ぜられるようであれば、それを我々でも市民にこういうやり方もあるのですよということを提示できるかもしれません。どう考えても私は新築というふうにしか市民に、責任ある立場としてお勧めできないと思っているから新築がというふうにいつも言っているわけですね。耐震が必要だと言われる方々は、やはり耐震が本当に市民のためになるのだということをごんごん言っていただきたいという、その部分を我々は理解

できないからこの溝が埋まらないのですよ。だから、外側の話ではなしに、この建物の中に特別委員会としては議論を深めていこうということで、この特別委員会を設置しておるわけですから、私は、執行部が示された4案というのは真摯にやっぱり議論をしていかなければいけない。これ以外にも方法はあるのだろうという言い方は、私は適当ではないんじゃないかと思うのですよね、専門家ではありませんから。基本的な考え方として、この路線でいいだろうというところで私は議会の役どころは終えるべきだと思っています。ただ、細かな議論に関しては専門家委員の皆さんが言われたように、個々の部分に関してはこういった問題点がありますよということは、我々の議会の中でも一つ一つ執行部は控えていますから、その部分を踏まえて基本設計、実施設計に移していくということでもいいだろうと思ったのですよね。一から十まで2号案に一致してないからという話ではないと思いますし、その中からすれば1から4案というのは、大方の考え方は示されておるといふふうに思うわけですよ。ですからその中で耐震改修と言われる皆さんは、この耐震改修が本当に市民のためになるのだということを言っていたかないと、私たちはわからない。その部分を示していただきたいと言っているのです。ちょっと橋尾委員が言われる部分に関しては、跡地利用とかいろんな部分、まちづくりの観点とか、その庁舎問題のあり方についての話、それ以前の大きな風呂敷を広げたような話になりますから、これは我々の特別委員会の役どころかなと、逆に思ったりもします。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 今の有松委員の意見も聞かせていただいて、反対に新築移転をすることによって市民の皆さんにどれだけのメリットがあるのか、それをまずちょっと聞かせてもらえるかな。

中西照典 委員長 ちょっと待って、それはまた言います。棕田さん、伊藤さん、ちょっとその点を。

じゃあ、伊藤さんから。

伊藤幾子 委員 市民に対して何のメリットがあるのか、耐震改修が。やっぱりこれまでの経過を考えていただいたら、もともと最初、市の方が新築移転の計画をされて、市民説明会ですかね、何力所かで開かれましたよね。そこで何でそんな市民に何も聞かずに勝手に決めるのだとか、そんな多額の費用を使ってとか、いろんな声がありましたよね。それで住民投票を求める5万人の署名も集められて、それで、それは議会で否決をされましたけれども、議会のほうが住民投票すると。もともとやっぱり市民の人は、そんな大きなお金を使わないでくれと、使えるものは使ってほしいと、そういう思いがあったわけですよ。だから私は、やっぱりその市民の使えるものは使ってほしいと、なるべく費用は抑えてほしいと、使えるもの使ってですよ。それに応えていくという姿勢で、当然私は専門家じゃないので、具体的に何をしたらええかっていうのはそれはわかりませんが、でもやっぱりそういった市民の思いに応えていくという姿勢で私は主張しているのですけど。

中西照典 委員長 有松さん以外に、ちょっと今の意見に、ありますか、誰か。

じゃあ、有松さん、どうぞ。

有松数紀 委員 まさにそこですよ。使えるものは使ってほしい、費用もそんなにかける必要はないんじゃないかということで2号案を支持されました、住民投票でね。それができなかつ

たからこういうことになっているのです。20億8,000万だったらやってくださいねって市民は言っておられました。もう少し聞いてください。最終的にはこのままでは実現不可能だということになりましたよね。それで執行部に一度戻しました。無条件で放り出したっていう表現をされましたけど、そんな思いでは私はおりませんけども。基本的に議会のほうで方向は示せなかったということを踏まえて、執行部に返しました。改めて提案をしてくださいということで。出されてきた1号案、2号案、耐震化を含めた2号案、3号案、4号案、どれほど金額が違って来たのですか。物すごい差はほとんどないですよ、その中でメリット、デメリットを比較しておる状況ですよ。耐震化にしたらものすごく金額が安く済むという状況ではない、ライフサイクルコストを考えても、逆にかかるほうが多いと、デメリットのほうが多いじゃないですかということで私は新築しかないのだろうと言いつけてきているのです。その部分を市民に、本当にメリットがあるというのであれば示していただきたいと言っているのです、伊藤さんにも、橋尾委員にも、椋田委員にも。そこがわからないから溝が埋まらないと言っているのですよね。なっていますか、安く、市民に胸を張るほど。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 同じことの繰り返しになるとと思いますが、新築移転案も決して1号案だけが新築移転案ではなくて、いろんなやり方があるということの中で、今回執行部のほうから全体構想の案というものが示されているわけですね。あとの案もありますけど、案でしょう。同じように耐震改修及び一部増築というの、決して2号案だけではなくていろんなやり方がある。ですから、それをこれから専門業者に提案いただいて、考えていけばいいじゃないかと。もちろんそこは執行部とのやりとりもありますよ。新築移転を推進してきた市長のもとで、執行部が出されたものだけを、それでもいいか悪いかという判断についてはしがたいということをおし上げておるといことです。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。これもう1回確認しますよ。今回の、前から言っると中間報告は、この建物を改修していくのか、この建物はないからとにかく新築するのだと、ここでちょっと話をしてください。新築移転とかがつてなるとあれなので、まずそのところからですね。

桑田委員。

桑田達也 委員 先ほどから御意見を聞いていますと、特に椋田委員が何度もおっしゃる、この1号案以外に、2号案以外に、この全体構想のですよ。整備案1、2、3、4以外にいろんなやり方があるのだということをしきりにおっしゃるわけですね。それで、さっきも何度も言うのですけども、私たちはその合併特例債のリミットということも十分承知をしておる、認めたところですよ。

そうした中で、私たちこの第4次の特別委員会はこれまでに専門家委員会の報告も受けてきました、内容の、そうですよね。今だって22回ですよ、この特別委員会。これまでの長きにわたって専門家委員会の議論の報告も受けた。また、この市の執行部の庁舎整備の推進本部ですが、その各課にわたる横断的なこの議論の報告も受けてきたと。そういった中で、我々が本当にこれ以外の方法もいろんなやり方があるのだということ、例えばこれまでの報告の中で提

案をこの特別委員会でしていれば別ですけども、この全体構想ができ上がってからそういう提案をしていく、椋田委員、この整備案1から4以外のということは、これからこの特別委員会でさらに整備案5とか6とか7とかそういったものを特別委員会に示し、私たちが議論していくということですかね。

何度も言いますが、合併特例債の使用期限が本当に期限が決まっている中で、これ以上の私たちが長きにわたっての議論をする、それだけの時間が残されているとお思いですか。私はそこら辺の考え方もよくわからないのですよ、耐震改修のメリットということを先ほどから有松委員がおっしゃっておられる、聞かれているわけですけども、あわせて私はお聞きしたいのは、現地にこだわられるその理由もできれば改めてお聞きしておきたいと思います、耐震改修。伊藤さんも耐震改修とか現地ね、その新築ということも現地での新築でしょう。橋尾委員も、もし新築ということが出た場合。

だから、なぜこんなことを言うかといいますと、この前本会議場でも私、言いましたけど、きのうは3・11、3年経過したわけですよ。そうした中で、本当にこれからこの危機管理の意識を、議員も執行部も市民の生命と財産を守るというその一点で本気で考えないといけないときに、いつだったかな、これ第3次の特別委員会、耐震改修ここでやったときに、万が一この災害が発災したときに、立案者の方こんなことおっしゃったのですよ。私も今でも覚えていて非常に、いや、こんな議論ってあるのかなと思ったのだけど。もし大震災がこの鳥取の地で起こったときに、自衛隊も来るだろう、消防隊員も来るだろう、いろんなボランティアも来るだろうと、そうしたときに、ここでそういうボランティアセンター、防災機能も、対策センター、対策本部、できますよとおっしゃったのですよ。けども、そういう多くの車両なんかここに止められますかと私聞いた覚えがある。そのときに立案者の方、何て言ったかっていうと、この周辺の道路を全部閉鎖して封鎖して、それを駐車場にすればいいんだということを平気でおっしゃったのでね、私はびっくりしたのだけど。

この前も御紹介したけど、これ遠野市の市長がおっしゃったのです。市民の命をつなぎ、生活を守る拠点であると同時に、庁舎はね、他の自治体との防災、減災、交流を推進する基地なのだと、これからの庁舎は、3・11以降変わっているのだと。庁舎には確かな耐震性能、広域被害にも対応し、万が一のときには職員、市民が安全に活動できる、安全に活動できますよ、庁舎機能の必要性は、3・11以降これは社会の常識だとおっしゃったのですよ。

この本庁舎を耐震改修して、3・11以降全国の、やはりこの自治体職員も多くの議員もこういう広域災害に備えた庁舎整備のあり方ということを議論しているときに、今、この本庁舎の耐震改修でこういったこと間に合いますか。私、このことがまず危機管理上の問題として申し上げておきたいと思うのですけど。だからこういったことも踏まえて、本当、横断的なこの議論の中で耐震改修はなぜふさわしいのか、メリットがどこにあるのか、もう一度私も改めてお聞きしたいなと思うのですが、どうですか。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 先ほど桑田委員のほうから、特別委員会が、じゃあこれ以外の新たな案を示していくということかとかこうありましたが、私は基本計画は執行部がやっぱり提案すべきものだ

と、しかしその提案はその複数の第三者からの提案を踏まえて絞り検討していくべきだと、そして最終的に決定していくべきだと、こういうふうに考えております。

中西照典 委員長 桑田委員、それでいいの。

有松委員。

有松数紀 委員 その意見は私は真摯に向き合った意見ではないと思っているのですよ。議会は施行部に提案をさせたわけですよ、3次の最終報告で。出てきたら自分たちの思惑と違うからこんな案は検討に値しない、もっといろんなやり方があるのだろうって、我々にいろんなやり方の知識はありませんよ。そして、第3次の中で議論された2号案、これできないということ踏まえて、それを排除したものではありませんし、今の案ですよ、1から4の中では4号案あたりになるのですかね、2号案、耐震を基軸にした考え方としては2号、4号。ですから、別に耐震改修の案を排除した提案をしているわけでもありませんし。その中で比較論をすると、やはり1号案だろうということで執行部は議会に示してあるわけで、それを示した中で提案をさせた中で、我々がその4つの案を議論しないで向き合わないで、ほかにも方法論は幾らでもあるのだってというような議論をしたら本当に前に進みませんし、いつ結論が出るのだという話になってしまいますよ。やっぱりそれは真摯な向き方ではないと思いますね、私は。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 真摯な向き合い方ではないとおっしゃられましたので、ちょっと一言だけ申し上げたいと思います。

先ほどの御意見は、執行部から出ているものをよしとして、それを前提に考えておられるからそういう発想になるのですが、私は、執行部自身はその耐震改修を基本とした基本計画を提案すべきだということがあるからそのように申し上げているわけです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 耐震改修を排除してないじゃないですか、ねえ、そこがおかしいじゃないですか。何かもう全然、御自分たちが提案したものがどんと何もなくて持っていかれて提案されておるから議論ができないように言われるけど、入っているじゃないですか。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 それこそわかって言っておられるのかわかってなくて言っておられるのかよくわかりませんが、一つ一つの言葉を切り取ってそのように言われずに、私は先ほど来、複数の第三者からの提案をもとに執行部として基本計画は出されるべきだと、こういうこと申し上げているので、単にその耐震改修という言葉の部分とか、そのように切り取らないで御理解いただければ幸いです。

中西照典 委員長 先ほど橋尾委員のほうから新築にメリットがあるのかってちょっと言われていて、それは後からにします。さっきそれぞれ言われました、なぜ新築にすることかということがメリットだろうと思いますけど。橋尾委員、もう一度言ってもらえますか、いいですか。

じゃあ、橋尾委員。

橋尾泰博 委員 ちょっといいですか。今、有松氏が2号案出ているじゃないかと、この4つの整備案、4つの中に。形としては出ているのですよ、一見ね。だけど、今まで議論してきたも

のとは似て非なるものですよ。それわかっておられ、ですよ。だから私は、3次で日本設計に検証していただいて、住民投票にかけた当初の案ではできないという3つのことを指摘されました。これは工法的にということでやれたのだけど、じゃあ別の工法がないかっていったらあるわけですよ、あるのですよ。だから、例えば変更案もつくった。だから私はできないという検証はしたけど時間切れで、できるという検証はまだまだ議論が必要なのだろうなと私自身思っています。(発言する者あり)なら、まあ言ってください。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 前の話に戻るわけですけど、橋尾委員長の時代ですわね、日本設計のことよく言われますけど、日本設計の段階で32億、それと汚染土の処分、文化財調査、それが10億ちょっと、42億かかるということでございましたわね。日本設計自体はそれぐらい、42億でしたら新築相当にすると、新築にできるぐらいになっているとその一言だけです。何の権限もないわけですよ。ここで新築だ、現地で新築ということもないですし、その権限ないわけですから、日本設計は、私ずっと聞いておりましたけど。ですから、あくまでも新築相当、40何億あったらある程度のきちとしたのができますよという話だけであって、ずっと先ほどから新築、現地でどうのこうのと言われるけど、日本設計はそれは関係ないことです。

それとまた、まず私この(発言する者あり)それで、なぜ新築かというのは、この前の委員会でも執行部が説明されましたが3,000万、3,000万、年間の維持管理費が違うのだと。これ仮に15年、20年後には取り壊し、建てかえすれば4億5,000万、また余分にかかるとののですよ、維持管理費も。またそれに仮庁舎、それからまた取り壊し、解体から新築、それぞれいろいろ金がかかるということで。だから一番考えられるのはやっぱり、コスト面の費用の面でもメリットは新築移転のほうがあるということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 済みません。橋尾委員の話で実現不可能という結論を出したけど、工法に関してもっと議論をすればいろんな方法もあったらうしという話をされました。確かに建築、日進月歩ということで、いろんな技術、高度な技術を使えばという話の中だと思っておりますけども、それは基本的にできる方法もあるのだろうけども、工期も長くなったりコストもたくさんかかってきたり、それはできると言いながら実際には実現不可能という結論に至らざるを得ん状況になったということで最終報告を出されたと思っていますよ、私は。そのことを受けて、その議論を踏まえた中で、できる方法を提案したのが2号案だと私は思っているのです。だから、似て似つかぬものというような表現をされますけども、大方の考え方はどこが違うのかなと、我々はわからないぐらい似通ったというか、大体3次のときの住民投票で出した2号案の考え方を踏襲した計画が示されておると私は思っています。ただ、その2号案をどう考えても、新築と対比してもメリットを感じないということで、私は新築があるべきだというふうに思うわけです。

ですからさっきの話に戻りますけども、今の建て方とかその耐震改修、本当に市民に対してメリットがあるのであれば、そのメリットを示していただきたいということに関していまだに答弁が返ってない。この部分に関してまず出していただきたい。

中西照典 委員長 それと、今のは桑田委員が先ほど3・11の例を出されて、そういう防災センターみたいな役割をする、言われましたね、必要だと、それ当然庁舎としては。そういうことも含めてちょっと一言ありましたら。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 さっき桑田委員のほうから、提案者のほうで防災のことについてこういうことを言われてびっくりをしたというお話があったのですが、提案された方は東京の防災会議に出られていろいろ議論されている中で、やはり東京の場合、災害が起きた場合はとりあえず車の使用はやめてくださいということで統一をしよう。緊急車両を優先的に通さないかんという形で防災計画を練っておると。そういうことで皆さんがおっしゃるのは、市役所で、もう全て1話完結と、例えば緊急車両だとか防災のメンバーが至急に集まって来るとか、あるいはよその自治体から職員が助けに来てくれるとか、あるいはボランティアの皆さんが市役所に来てくれるとか、それからその救援物資を受け入れどうのこうの。それで全て市役所の建物とかその駐車場も含めて、そこで1話完結の話をされますけれども、非常事態になったときに果たしてそういう1話完結のようなことが実際にできるだろうかということもやっぱり我々は、先ほど広域の災害というお話をされたけども、やはり広域ということになってくると、そういう体制も広域で準備体制を整えておくべきだろうというふうに我々思っていますし。防災の面でもこの若桜街道、あるいはこの松並町榑谿神社線ですか、それからこの周辺の建物やはり含めて、私は防災の観点でもやはりこの場所がいいと思っているし、例えば市役所に来られる皆さんのその駅のほうで交通の結接点で便利がいい。確かにその面もあるでしょうけども、私はここの現在地の市役所、これもそんなに交通の面で市民の皆さんに御不便をかけるような立地で私はないと思っています。ですから費用対効果も含めて、まちづくりの面だとかいるんなことも含めて、私はここの現在地での耐震改修で市民の皆さんに御納得をいただけるというものの工事はできるというふうに思って、最初からずっと耐震改修できております。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 橋尾委員も、おとし陸前高田市に会派視察に行かれたと思うのです。私も行って、これまでも戸羽市長や南三陸の佐藤町長ともお会いして、被災地の自治体のあり方ということも随分御議論してきました。それで、今、橋尾委員の言われていることは、基本的なことは、先ほどの車両の問題とか、これはもう極めて当たり前の話でして、どの自治体、東京だけでなく、当たり前の話ですよ、これは。けども、今のこの鳥取市の現本庁舎で職員の皆さんが災害時に集まってきて、市民の皆さんの生命や財産を守る働きがこの本庁舎で本当にできますかということをおっしゃっているわけですね。

例えば、この前橋尾委員と一緒に私はこの庁舎を1階から6階、ずっと見ましたね。今、4階にある危機管理課のあの防災無線の設備から、それから仮眠をとる場所もないのですよ、今、職員は。例えばトイレの問題にしたらクリアできますか、この本庁舎で。階層によっては女子トイレもないようなそういう本庁舎を、万が一のときに多くの団体の皆さんもここに集まってきたり、さっき言いましたけど、職員の皆さんが本当にこの市民生活の安心・安全のために機能的に行動できる庁舎じゃないでしょう、それを私は言っているわけですよ。だから工事し

たって変わらんじゃないですか。ここの強度は6強ですよ、で倒壊ですよ。(発言する者あり)耐震改修したってより面積は狭くなるじゃないですか。どこが機能的な庁舎なのです、これが、危機管理上。私は全くそんなメリット感じないですね、みじんも感じないです。橋尾委員、本当に被災地に行かれて何を学んでこられたのかな、結さんは、(発言する者あり)私はそんなことね.....。

中西照典 委員長 桑田委員、今の言葉訂正してください。

桑田達也 委員 じゃあ、訂正しますけども、訂正しますけども、でもそういう被災地の本当に現状を学んでこられたのであれば、この本庁舎の耐震改修のあり方についても、私はもっと理論的にメリットをおっしゃるべきだと思いますよ。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 あのね、桑田さんの言われることわかるよ。だからこそ耐震改修及び一部増築案で2号案つくったのですよ。先ほど4階の防災のあの5平米の指令室のこと言われたけども、2号案でも防災機能で500平米の床、上乘せしていますよ、その500が適当がどうかはこれからの議論だけども。それからトイレのことおっしゃったけど、トイレでも多目的トイレに変更すればいいのですよ、そうでしょ。

それと、今回の全体構想でも出ているけども、例えばその地下室の電気の問題、空調の問題、出ていますよね。日本設計さんも今の空調の50年前のシステムじゃ古いと。で、何年か後には新しくかえないかんわけですよ、今のあのセントラル方式をね。それをセントラル方式を新しくするのに、今のシステムにかえるのに1億2,000万でしょ。それで日本設計さんがおっしゃったのはヒートポンプ方式に変更しましょうと、屋上に室外機上げて。これをやると1億4,800万ですよ、鳥取ガスが出しているのは、見積もりが。これは市の修繕のほうとも話していますよ。そうすると2,800万の差ですよ、差は。そうすると1年間に使っている重油の燃料費1,000万ですよ、今。それをヒートポンプ方式にすれば半分になるわけですよ。そうすれば5、6年すればその2,800万の差額は元を取れるわけですよ。それから先はプラス面に変更するわけですよ。CO₂の削減でも62%減るじゃないですか、環境によくなるじゃないですか。

だからそういうことを積み上げてやれば、例えばその電気にしてもキュービクル上に上げたらいいじゃないですか。そしたら地下で水につかることないでしょ、じゃないですか。だから20億8,000万というのは、概算の工事費を積み上げただけで中の機能だとか設計もしてないのですよ。だから、要は鳥取市のほうがこの耐震改修をした中で、ここの階にこういう部署を入れましょうとか、こういう機能にしましょうというものを出して、それで設計して見積もりすればいいのですよ、そう思いませんか。

それを、今の現状を見てできないことばかり言っただけで、だから現状に合っていないことがあるのは、この耐震改修及び増築案の工事を進めていく中で改善をしていく、建物でも弱い、だから基礎免震工事を我々は提案したわけですよ。基礎免震にすりゃ特殊工事ですから、構造体1類、強度、民間の建物の1.5倍の強度は確保しようという提案をしているわけですよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 いや一部分の話は切って言われても、基本的にこれまでの示したデータの中で

はランニングコスト、ライフサイクルコスト、やはり高くかかるのですよ、ヒーボンにかえてでも。どっかが縮めても最終的にはトータル的にやはり古い建物を利用する、その部分に関してはコストがかかるということは結果的にデータが残っているのです。そういった意味でも、今、橋尾委員が言われた部分に関して十分理解ができると私は思いませんし、その前提的な建築費、あるいは機能面にしても当然です、防災機能の部分に関してでも十分にとれるというメリット、これを言っていたきたいということですけど、いまだに何の回答もないということ、答弁になってないと思いますね。

そのことが我々に理解できれば、耐震改修も必要だろうという意見におのずとなっていかなざるを得ない、だけどそれが全く感じられないし、今までその議論はなかった。新築はだめだという話。我々、新築の利点を随分言ってきました。改めてつくる建物だからスペースでも十分にとれる、設計段階でね。機能面に関してでも防災対策のスペースにしても、市民の多目的なスペースにしても十分とれる。こんな狭隘が、それこそ言われておる古い庁舎の中で、耐震改修しても狭くなることはあっても広くなるスペースはとれないわけですからね。そこら辺に関して我々はデメリットしか感じないわけで、その部分を改めて言ってほしいと言っているけど、いまだに皆さん方は何にも言われてないと思いますよ。言ってくださいよ、市民に示してくださいよ。

中西照典 委員長（聞きとり不能）以外ありますか、誰か意見。伊藤委員、ある。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 その耐震改修をした場合のメリットっていうことですよ。正直、私専門家じゃないので数字もようはじきませんし、わかりません。でも、議会が市民に判断を委ねて耐震改修になったわけですよ、住民投票で選ばれましたよね。事の順序からいけば、その耐震改修で、じゃあ今言われるように防災機能をどう入れてとかどういうふうにするとか、いろいろ機能こういうふうにしてとか、とことん考えて、こういうふうになりますけれども、皆さん意見聞かせてくださいっていうようなことが本来ならば私はあるべき姿で、そこで20億だ何だっていう、あれは日本設計ができんって言って第3次では不可能だということになったって言われますけど、もともと私の考えは、受けとめは、金額も縛りを入れたらだめ、形も縛りを入れたらだめということで、私たち共産党は条例案つくるときに委員会で検討会に臨んでいましたのでね、最終的に私たちは合意をしたのは、本当に選択されれば必要な機能とかそういったものは市民の声を聞いて必要な見直しを、計画の必要な見直しをしていくというふうにして、そういうことで合意がとれたから私たちは合意をしたわけであって、だからその耐震改修でどういうふうにしていくかっていうのを、とことんとことん本当にやっぱりそれをやっていってから市民に聞いて、いろいろ意見を聞いて、そこから市民がどう判断されるかわからんけど、でもその最善のそういう突き詰めをやってない中で、今メリットが何だとか言われても、それは使えるものは使うっていうのがメリットですよ。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 住民投票のときの気持ち、住民の、もったいないと言われたというのは本当だと思いますね。それはなぜかということ、私たちの会派もそうだったんですけど、20億と70億

ということは比較すべきでないというふうに私たちの会派も言いました。実際に今でもそう思っていますしね。それがあったからこういう状態になったと。原因にもなっているわけですからね、そういうふうにするのですけども。

実際にこの庁舎を使うとなれば、結局何でその新庁舎のメリットがどうなのだということが言われるのですけど、ここの庁舎を使い続けることのデメリットが、逆に言えば新築のメリットになるのだというふうだと思います、逆に言えば。そういうことを考えると、具体的に駐車場の問題であるとか、ライフサイクルコスト、工期、それからいながら工事、それから新庁舎のスペースの問題、これみんな同じ基準に当てはめるとそれを使い続けることのデメリットになると思うのですよね。そういうことを考えると、じゃあ市民のために何が必要なのだということ考えた場合に、最初のその目的とはやっぱり違ってくるのだらうというふうに思います。それはもったいないっていうのがどういう基準なのかということもあるし、やっぱり市民に対する答えていうのは、そういうふうなことを十分に考えて責任ある回答をしなければならぬということになれば、住民投票の気持ちは別としてやっぱり市民に対する責任というものを感ぜないといけないと思うのですが。

ちょっとうまくは表現を良くできないけれども、市民が求めている市庁舎の姿というものを具現化するのがやはり仕事だというふうに思うので、そういう面から言えば今提出されている素案ですよね、その中にいろんな要素が入っていて、これを議論していったらよりよいものにしていくと、その中に4つの案があるわけだから、先ほどからほかの委員も言われるように、この中にもうほとんど集約されているじゃないかと私も思っています。だから耐震改修一部増築の第2案で間違いはないというか、似て非なるものだという言葉ありましたけども、私は余りそう感じないですよね。耐震改修及び一部増築ということでこの第2案はつくってあるということで。ですから、そういうもののメリット、デメリットを今議論しているわけですから、これをきちんと話し合って結論を出していかないといけないというふうに思いますよ。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 これまでも言ってきましたけど2万3,500平米要るのだと、これがこう基礎というか基本というか前提になっていますね、この提案。1案の場合の1万7,000云々というのはありますけど、1つはこの間言ってきましたように、職員1人当たりの面積をどう設定するのかと。この間も言いましたがこれいろんな考え方があるわけですし、どれかが正しいとか間違っているということではなくていろんな考えがある、参考にした他都市の事例でもまさにいろいろある、新築の中でもいろいろある。それから職員数の問題もある。それから、執行部はあえて切り離しているようですが、総合支所との、市役所の機能というときに総合支所の機能を切り離して本庁の機能だけで考えられるはずがないわけですし、そうすると総合支所の機能、それから本庁の機能、本庁部分の職員数、総合支所の職員数、それらのその全体的な状況、関連と、こういうことがありますね。

それから、もう一つは、防災機能についてもどこまでのその防災機能を持たせるのかと。例えばその市民交流スペースなんていうのは、入れているところもあれば入れてないところもある。それから防災備蓄倉庫も、整備する方向であっても必ずしも本庁舎に置くかどうかという

ことについては、またいろんな考え方も他都市の場合もあるようだ。そうするとこの総面積が相当考え方に幅が出てくる。そうするとそれは費用とか工期の問題に、きょうも言いましたように関係してくるわけでありまして、私は住民投票で2号案を指示された市民にはいろんな考え方があると思いますよ。私は費用の問題が一番重視して考えましたけれど、場所の問題もそれに絡んだり、あるいはまちづくりのこともあったり、いろんな観点がありますが、そういう意味でいいますと、私は費用が随分とかわる、それは何も2号案の20億8,000万円にがちがちにそこにおさまらなければならないということにこだわっているわけではなくて、しかし、基本的な考え方、大きな枠として、それに近い形でできるのではないかということの考え方。

ですから、この耐震改修及び一部増築ということでもって、その2つの整備案が提案はされていますけれど、想定されるのは必ずしもこの2案だけではないのではないかと私を私は申し上げています。費用の問題一番大きいと思います。

中西照典 委員長 ちょっと委員長から言わせていただきたい。

さまざまな案があってさまざまな要素があるわけです。その中で、この委員会として最善の案はどれだろうかというのをやはり決めていかなければいけません。それは、決をとっていくのだらうと思います、今後は。私は、きょうまだこれから議論を続けていただきたいわけですが、やはりきょうはまず、この本庁舎を使わなくてとにかく新築すればいいという人が6人いました。それから、いやいや、この庁舎は改修して使うべきだというのが3人おられました。これが今の議員特別委員会の、私は今時点の報告に盛り込むべきだらうと思います。内容はまた事務局のほうで書きます。書きますが、ここを中心にして私はまとめていくのだらうと思っておりますが、私もこれは意見です。

それで、まだこの議論が途中で僕が言いました。が、議論を続けられるならちょっと続けてください。

有松委員。

有松数紀 委員 棕田委員が今言われましたけども、基本的にいろんな方法があるだらうという表現が私はひっかかるのですよ。我々は専門家ではないということを言いながら、細かい話になるとあれは本当でその平米数が、1人当たりの平米数が適当なのかどうなのかという議論をする。ただ、最終的には私は専門家ではありませんからという話が出る。どこでその話の結論がつくのでしょうかね。私はやはり、だから、そこら辺の問題提起をすることはすることで悪いことではないと思いますけども、やはりそれは技術屋、あるいはコンサルとか、そういった専門家の方々が最終的に基本設計、実施設計に当たるに当たって適切だということをお我々は受けとめるのが議会としての流れ方じゃないのかな、流し方ではないのかなと思っているのですよ。ですから、いろんな考え方があるだらう、いろんなやり方があるだらう、そのやり方によってコストも違ってくるだらう、こんなことを言っていると我々はどこにも議論の対象がないわけで、だから1から4の中で絞り込んでいってある程度の大まかな数字はこの考え方でいくのだらうと。

その一つの区切りとしては、この現庁舎を耐震改修するという基本的な考え方の案と、いやいや、こういう古いものに幾ら投資をしてもだめなのだという考え方、新築が市民に示す将来

のあり方なのだという考え方。ここはやはりきちんと方向づけを出して次の議論に進まなければ、いろんな方法があるなんてことを言っとったら僕は話の結末はないと思いますよ。だから、委員長が言われたように私はどっかで、どっかと言うよりも、もうそろそろそういう話を委員長がされるのであれば、表決でもとられていいと思います。その中で議論を進めていく必要があると思います、市民には。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 中身にかかわる意見は言わないのかと言われるから、いや、中身について意見はいろいろありますよということをお願いしたのであって。ただし、私申し上げているように、私の考え方は耐震改修及び一部増築ということで、どういうやり方でどれくらいの金額になっていくのかということと第三者の複数の業者から提案をしていただくと、そういう基本計画をつくっていくのは我々議会ではなくて執行部だということをお願いしているわけで、私は、一例ですが、その職員1人当たりの24平米というのも、それも確かに一つの考えでしょう。しかし実際に、先ほど申し上げましたように、他都市の事例も含めているんなケースがあるからそのことを申し上げているだけであって、何か、どういうのかな、どういったらいいのでしょうか、具体的な事項について意見を言えば、いや、いろんなやり方があるからと一方ではいいと言われ、その話を進めようと思ったら、何か具体的な意見がないじゃないと言われるので、さっきのような話をしているわけですし、そこは私のしゃべり方が下手な部分もあるかもしれませんが、真意はしっかりと受けとめていただくとありがたいなと。

いま一つは、委員長、先ほどの委員長の提案にかかわってですが、私は、今のこの議会中間報告という段階で多数決をとって、新築なのか耐震改修なのかということだけでも決めていくということの意義といいますか必要性を、私は感じられません。かえって混乱するばかりではないかというふうに考えております。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 かえって混乱するというふうにおっしゃるのですが、こういう議論を果てしなくやっているほうが市民にとっては不安ではない、この混乱を私は招きかねないというふうに思うわけです。それで、先ほど伊藤委員のほうからも、市民の声をいただくに当たって、さらにこの特別委員会で最善の議論を進めていかないといけないという発言もあったわけです。私そのとおりだと思いますよ。(発言する者あり)耐震改修に対しての最善の議論ということですか。ああ、そうですね、ちょっと勘違いしていましたが。

いずれにしても、この私たちが今議論をしなくてはいけないのは、今後の本庁舎に求められる機能がどこまで充実したものになっていくのかということ、ここについては皆さん異論ないと思うのですよ。先ほど椋田委員のほうから、全ての機能がこの本庁舎にまとめられるというのはなかなか困難なこともあるだろうというふうにおっしゃるのですが、私は現状ででき得る限りのやはりこの機能、今後の庁舎が果たすべき機能というのは盛り込まれなくてはならないだろうというふうに思うわけです。

そうしたことを考えて、この整備案1から4を私は議論しないといけないと思っているのです。椋田委員はここから縛られる必要はないと、1から4まで。そうではなくて、この耐震改

修及び一部増築案で求めるその中身をもっと議論すべきだというふうにおっしゃるわけですが、その、さらにいろんなこの執行部が、業者にも諮って中身を精査していくべきじゃないかということですけどね。執行部がそれをやろうが議会がそれを求めようが、私はその結論はほぼ同じ方向に導かれていくのだろうなと思うのです。3次の特別委員会が耐震改修及び一部増築案に関する庁舎特別委員会で、まさにその提案をされた住民投票の結果に基づいたその耐震改修の2号案について議論をしてきたわけですね。その前段では住民投票の条例検討会においても、これ鳥取県の建築士事務所協会、ここにも求めて、議会として、そして日本設計が行った検証とほぼ似たり寄ったりの検証結果というふうになってきているわけですね、それ以上にさらに3社、4社、5社と、いろんなところにその検証を諮っていったらどうかという御意見なのかもしれませんが、鳥取県においてそういうこの建築士事務所協会、そしてまた最大手の日本設計というそれぞれの業者がこれまでもこの耐震改修一部増築案、この住民投票で示された中身について、私たち議会も加わって、そしてその議論をし尽くした結果、今のこの4次の特別委員会に引き継がれている。その中で、この全体構想1案から4案まで示されているということを考えれば、これ以上の内容を私は議論をしても、わざわざこれは無駄に時間を浪費するだけじゃないかというふう思うのです。

ですから、市民の多くも住民投票で耐震改修を支持した方々も、随分この間の間にもう一度考え直すべきじゃないかとおっしゃっている市民も、耐震改修からそちらに意見を移行された方もあるし、新築、耐震改修ほぼ同数が今市民の中で議論されているわけですから、私はそういう市民のやっぱり意向も考えれば、今示されている全体構想案の中でこの特別委員会の議論を深めていったほうが効率的じゃないかと、そういうふうに思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 伊藤委員に聞きますけども、住民投票をやはり尊重すべきだということが大前提という流れですよね。で耐震改修、そこですよ。耐震改修幾らかかっても、工期は幾ら長くても、合併特例債は使えなくても、住民投票の結果がそうだから耐震改修すべきだという話ですか、ということを知っているのです。そうじゃないでしょう、だったらそのメリットを言ってくださいと、コスト的にも防災機能にしても十分とれる、例えば耐震改修ですよ。一部増築か一部移転か知りませんよ。だけこの本庁舎を利用することによって、5つのこの基本方針ですかね、この部分十分カバーするだけの庁舎ができるということをお願いしたいのです。

比較論に関して、悪いですけどね、私はもう素人ですからこのマル・バツ式を読まざるを得ない、それこそあそこに移してもらいたいぐらいですけどね、一般の方々に。1、2、3、4の比較論。2号案はもう全部、どの防災機能にしても市民サービス機能にしても、アクセス、駐車場にしても、工期期間それにしても、コストにしても全部バツ、バツ、バツ、バツがついているのですよね。これを進めるということをおはできないと判断をして新築だろうということをおっしゃっているから、その部分を市民に示してください、私たちに示してくださいよということをおっしゃっているのですよね。それはコストのことばかりではありませんけども、コストも大きな

重要なポイントだと思いますよ。幾らかかってもいいという話でもない。合併特例債も、下手をして1年過ぎれば使えなくなるような状況が今、目前に迫っているわけですから。

そのことを考えたら今回の議会の中で中間報告で、2案ぐらいを絞り込むというようなことはこれはもう我々に課せられた義務じゃないですか。こんな結論を出す必要ないと言われる委員の考え方が私はわかりませんね。出さなくちゃいけないと思いますよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 この資料を見たら全部ペケ、ペケ、ペケになっているって言われましたけど、私に言わせたら、例えばこの整備案2ですよ、ここ4つ案が出ていますが、この4つ全てが現在地の耐震改修で検討されて、広さが違っていったり多少なりとも機能が違ったりで、そういう比較をしてやられていくものだと私はずっと思っていたので、でも私はそれは第3次の特別委員会にも出ていましたけど、それを踏まえて私はそう思っていました。

それで、こうやってペケ、ペケ、ペケって本当に現在地で耐震改修をするのが、何、コストの面でも防災の面でも工事期間の面でも本当にペケだとそうやってかかっているけど、これを本当に丸やら三角やら二重丸やらにしていこうとどうしたらいいかっていうのをとことんやっぱり執行部は私は追求していくべきだったと思うし、そこに専門家の力をかりていく、それが私は住民投票を尊重してっていうやり方だとずっと今でも思っているんで、メリットは何かっていうと、住民の意思を尊重するっていうのがやっぱりメリットだと思います、住民投票したのだから。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そこを踏まえて比較しやすいように上げて、やれるように提案してこいと言われると、コストがかかったり、工期が延びたり。だからやれるようではなしに、プランとしてこういうパターンをつくらうと思ったら、公平な考え方の中で進めようとしたら、特殊な工事をするとかそんなこと考えず、一般的な工事の方法を考えたらこういう比較論になりますよということでは十分じゃないですか。耐震改修だけという考え方はおかしいと思いますよ。

そうであるなら第3次の最終報告は耐震改修を基本として執行部は提案しなさいとはっきり言わなければいけなかったと思いますし、そんなことはなかったと思いますよ。そのことを踏まえて、執行部に改めて今までの議論踏まえて提案をしなさいということで、似て非なるものをみたいに言われるのだけど、執行部は一生懸命提案したのだらうと思って、私は違いがよくわからないんですけど、よくここまで盛り込んで比較論にして上げるとなると私は思っているんですけども。その部分で2号案がまあ近いものとするのであれば、その部分が本当に市民に対して効果的な庁舎のあり方だ、コスト的にもいろんなことを考えてもプラスになることだからということと言われるのであれば、そこをきちんとこういう場で市民にも訴えてもらいたいし、私にも理解できるような話をさせていただきたいと。何度も言いますが、そういう話にはならないでしょう。住民投票が全てだというふうにししか聞かないのですよ。それであるならば、コストは幾らかかってもいいのかという話を続けざるを得ないですよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 住民投票で耐震改修が選ばれたのはやはり費用の面があるからなわけでしょ

う。だったら耐震改修で費用をなるべくかけないようにしてっていうことを考えていくっていうのがメリットになると思うのですけど。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 それで、抑えようとする、ほかの5つのこの方針が確保できない。安かろう、悪かろうの庁舎を建てるわけにはいかないということをいって、これまで委員長も確認をしながら5つの方針が基本ですねっていうことを言っているのですよ。安くできようとするのだったら幾らでもできるかもしれませんね、もう現在地の面積でいいとか。そうじゃあだめなのでしょう、将来に向けて。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 5つの観点、5つの方針で考えていくってことイコール、前提条件を統一するというに私はならないと思うのですよね。だって、一つは新築移転する、もう一つはここで耐震改修して何かつくるとか、あるいはここで全部新築にするとか、いろいろやり方が違う中で、本当に前提条件をそりゃ一緒にしたらここに出てくるような数字が似通った数字になったりとか、そんなの誰だってわかるって、私、前にも言ったと思うのだけど。

中西照典 委員長 前提条件やなしに、僕言ったのはあくまでもこの基本方針はこれですよということでしょう。これをもとにして話ししているのですよ。それは皆さん合意されたでしょう。

有松委員。

有松数紀 委員 それで、基本方針をそのいろんなパターンに照らし合わせるとこういう評価になりますよということを行っているのであって、それがイコールにならない、したら新築だったらこの方針はまた変わってくるのですか。耐震改修だったらまたいろいろこの内容が変わってくるのですか、全て。そんな話では比較論にもならないでしょうし、鳥取市の将来はそんなことにはかかわりなく、この5つの方針を踏まえた庁舎建設であるべきだということでも、そこが何かかみ合わないですね。市民の方はわかっているのでしょうかね、これは。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だから、私が言いたいのはこの5つの方針と、その何ページかな、11ページかな、11ページに書かれている前提条件ですね、これは別だということをお、言いたいのですよ。有松委員さんはこの5つの方針イコール、もう前提条件になって、それで次の4つの案が出ているって論だと私は理解したのだけど、私はその5つの方針と、5つの方針は5つの方針だけど、前提条件は議論、結論は出されていませんので、ここでっていうこと。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私、椋田委員にお尋ねしたいのですが、前々回の委員会で、執行部のほうで必要な面積というのを説明されたと思うのです。それでこの24.4平米、県庁が26平米、東部合同事務所が、立川の、28平米、それで今回出ているのは、総務省基準もありますし、またどこですか、一般財団法人建築保全センターなんかのデータもあり、また類似都市、富士市やつくば市、長岡市とか、6市の面積なんかも参考にされて24.4というのは出とるわけです。それで職員数の将来的なことも話もされましたし、その辺がまだ納得いかないとか言われていますけ

ど、県庁のやつが26で、24.4で狭いという意味でしょうか、そういう意味ではないのですね。まだ広いことですか、その面積出されている、執行部の。その24.4平米が前々回の委員会で出ましたが、それに対して問題があるとかいろいろ言われていますけど、それについてはどのように考えておられるのかどうか、その辺は。ちょっとお尋ねします。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 問題があるということではなくて、どういうのですかね、どういう面積にしていくかという判断をどうするかという話ですよ。だから、例えばの話ですけど、うちの家がもう古くなって、このままほっといたらいけんと。そのときに、どういうのですか、改修するのか、新築するのか、改修する方法もある、新築する方法もある、新築するに当たっても広い面積の家を建てる方法もあれば、限られたものにする方法もあると。そういうときに、だけど今のままじゃいけんから、まさにこの5つの機能を考えて、これは庁舎の話ですけど、例えばの話がですよ、そういう要素を考えてやらないといけないと。だけど、どの家庭も無条件に同じようなことができないわけでありまして、やっぱりその財力の問題もあれば、将来見通しの問題もある中で判断していくわけでありまして、ですから24じゃ絶対いけんとか何とかっていうことではなくて、大きなものを建てようと思えば大きなものを建てるような考え方になっていきよるわけだし、しかし、今あるものを大切に使う、これを耐震改修し、だけどここだけでは足りないから一部増築ということがあるわけでありまして、そういう中でそれをどの程度のものにしていくのかということについては、多少辛抱できるものは辛抱せないけんこともあるだろう。ここは少しお金がかかってもより充実したものにせないけん部分もあるだろう。そういうようなことの判断になっていくじゃないですかということで、面積もその一つとして、その一つといえますか、1人当たりの面積っていうのは全体面積に非常に大きくかわってくるものでありますから、一例として申し上げたと、そういうことです。

中西照典 委員長 委員長から聞きます。

棕田委員、僕が聞きたいの24というのは、棕田委員としてはどのように、広いのですか、狭いのですか。ちょっとそこがはっきりしないからかみ合わないと思うのです。棕田委員としてはどうですかっていうのを聞かれたのだけど、どうですか。

棕田昇一 委員 ですから、それはどういう全体にしていくのかということによって変わってくると思いますよ。ですから24という数字を絶対値として、大きいとか小さいとかという判断にはならないのじゃないですかね。

中西照典 委員長 ちょっと私はこう考えているのです。まず、きょうは方針、それぞれの人が聞きました。これからはやっぱり議会としてある程度そういうところはきちっと決めていかないといけません。いろんな意見があります。ですから、場合によっては採決をとっていかざるを得ないと思います。今、議論を尽くした上です。ですが、やはり自分がどう思うかという、ここでこれからはしていきますので、やっぱり自分が今どういうふう判断しているかということをしていってほしいと思っています。

桑田委員。

判断というのは、これからのですよ。きょうはそこまでいきませんよ。一応これからはと思

っております。

何か意見があれば、どうぞ。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 この委員会に出てくれば、当然個々のメンバーがそれぞれの意見を言うのはわかるのですが、でも、やっぱり私、中身というか、これまでの経緯考えたら、会派できっちりと相談してここで意見を述べたいということも恐らく出てくるかなと思うので、ちょっと委員長の意図したことがよくわかんないですけど、やっぱりちょっと持ち帰りもありにしてみえませんか。

中西照典 委員長 当然です。会派の代表から出ている、頭っていうのは1人でもなくやっぱり会派の頭ですよ。ただあくまでもどっちがいいかどっちがいいかと言っても進みませんから、場合によってはそういう自分たちが出ている会派、あるいは自分の頭で考えたものに対してきちんと判断してもらおうときをしていかざるを得ないと。例えばさっきの面積にしてもいろんな考え方があるけども、どれにしましょうというのは委員会でやはり決めんといけんときがあると思っているというのが私の意見です。

桑田委員。

桑田達也 委員 いずれにしても、私たちのこの任期ということも考えれば、当然ながら最終リミットは9月議会ということだと思いますよ。それで先ほどの伊藤委員の御意見ですけど、それから棕田委員の先ほどの職員スペースの問題、執務室のスペースの問題もそうですけど、私たちのこの特別委員会で専門家委員会やいろんな報告を聞く中において、この担当課の職員の声ということも私たちはこの特別委員会で聞きをしました。最前から私たちは素人だからとか、いろんな御意見も端々に出てくるんですけども、一番この庁舎の問題点を御存じなのはここで働いていらっしゃるこの職員の皆さんだと私は思っております。そういうこの職員の部長なり課長なり、私たちの特別委員会でこういう今の本庁舎の中においては、例えば職員スペースについてはこうなのだ、また訪れる市民にとってはこんなデメリットがあるのだ、いろんなことを聞いてきました。それを私たちもなるほどと認めながら特別委員会を進めてきて、そして庁舎の執行部のそういう横断的な会議の中でまとめ上げられてきたのがこの全体構想案だと思うわけです。ですから、こういうこの全体構想案を私たちがどういう次元で理解しているのかということが最も大事で、全体構想の素案はまとまってきたけども、けども私はこう思う、私はこう思う、けども一方では素人なのだからみたいな、こういう議論をいつまでもしておっちゃあ、なかなかこれまとまりはないと思うのですね。

私たちもこの22回の特別委員会の中で、先ほどから言っておりましたように、この職場の職員の皆さんの意見も十分に聞いてきた、その上でこうした5つの方針案の議論をしていかないとだめだと思うのです。先ほども申し上げましたけども、この5つの方針案というのは今後、この鳥取市の本庁舎が果たすべき役割ということを十分に考えて、将来に向けたこの本庁舎のあり方というのは何なのだということの議論を、それこそ最善の議論をしていかないといけないと思いますよ。

だから、伊藤委員がおっしゃったように、最善のこの議論というのは耐震改修に限ったこと

じゃなくて、もっともっと広い視野に立って最善の議論を私はしていかないといけないと、こういうふうに私は思っておりますので、いずれにしても平行線ということは委員長も十分に御理解の上で、だけでも、議会としてもう一日も早くそういうこの議論の決着はつけないといけない。それを逆算していけば、どこで中間報告を出さないといけない、どこでこの全体構想を私たちが認めないといけないと、認めるか認めないかも含めてですよ、その議論をやっていかないといけないと思うのですよ。間違ってもこの11月の改選だとか、そんなことには私はならないというふうに思っています。それが議会としての今の私たちの特別委員会の責任でもあるし、また使命だというふうに私は思っております。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 桑田委員の言われるとおりの中で、私はあえてまた言いますが、先ほど冒頭に執行部が、1年延びれば合併特例債の受けられるものも受けられなくなる事情が出てくるということ踏まえれば、絞り込んでいくという役どころも踏まえた中では、もう待たないだと思えます。結論を絞り込んでいく一つのステップとして、今回の2月定例会の最終日にでも、私は委員長として中間報告、その中にやはり新築なのか耐震改修なのか、その一つの方向を絞り込んでいくことによってまた次の議論が前に進むと。これをしなければ、我々の役どころはいつまでたっても果たされない。特別委員会は何のために開かれているのかなということにしか、市民には映らないと私は思います。

そういった意味では、最終的には採決といいますが、これはもう議会の宿命ですよ、それは、民主主義の。全員が一致ということにはなかなかならない。だけど、議論を見出すために一つの手段ですから、これを我々は粛々と受けとめて、委員長さんの配慮の中で方向を絞っていくという責任があると思えます。ぜひ、きょうなのか、また予備がとっていただけるのかわかりませんが、この中で我々やはり耐震改修、この本庁舎を使うべきだという議論が本当にそうなるのか、新築とせざるを得ないのか、ここの辺を責任持って我々も結論を出しましょうよ。そうでないと前に進みませんよ。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 もちろん議会としての結論は出していかないとはいけんわけですし、それをいつまでに、あるいはいつにはどこまでをと、ここの判断だろうと思うのですね。

私は前も申し上げましたが、1カ月先の市長選がもう目前だと。二代表制のもとで、その一方の代表である市長が1カ月先には新しい市長が決まると。この市長選はこの庁舎整備が、ある意味最大の争点になっていると、市民の判断というものもなされると、そういうことと、きょう申し上げましたが、基本計画というのは議会の我々が出せるものではなくて、執行部がちゃんと提示をするものだ。そういう意味でいうと、市長選も踏まえて考えていくということが、今の時期として私は適当だと思います。

きょうテレビにも映っていますからあえて申し上げますけれど、先般の予算の特別委員会における質疑で、来年度、平成26年度予算にかかわって、庁舎整備にかかわる広報の予算、これを竹内市長は4月14日ですか、自分の任期までにこの予算を使って広報することもあり得ると、こういうことを言いました。その前のこの庁舎の特別委員会では.....。

中西照典 委員長 棕田委員、棕田委員。

棕田昇一 委員 はい。

中西照典 委員長 今度それは審議しますから、そのときにしましょう。

棕田昇一 委員 ちょっと、ちょっと待ってください。

中西照典 委員長 そうでないよ。

棕田昇一 委員 いや、意見がまとまりませんから。

中西照典 委員長 いや、そうじゃないと、予算の審議をここでするようになってしまう、だから予算……。

棕田昇一 委員 じゃないのですよ。

中西照典 委員長 だから、そういうことはやめてくださいよ。

棕田昇一 委員 最後までちょっと聞いてください。もうすぐ、早く終わりますから。

執行部のほうから、執行部としては議会のこの特別委員会の報告、結論も踏まえて方向を決めていくのだと、こういうふうにおっしゃっていました。そういう意味でいいますと、今この時期に、私は委員会の考えを中間報告としてまとめることについては、私は異議があります。そのことを申し上げたかったのです。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は、一旦議会で、第3次特別委員会で、何遍も申し上げますけど、執行部に委ねたと、執行部の回答を出してもらったと。それでいろいろ執行部は考えたわけです。市議会として、これ責務ですよ、この問題は。市長がどうのこの関係ないです。これは今ずっと流れできとるでしょう。それを市議会として何が一番市民のためになるのか、これをきちっとして進めなければならないと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 議会としても何らかの結論を出すべきだと、それは議会の責務だと。私は何度も言いますが、議員の提案で、議会発議で住民投票をしたわけですよ。住民投票の評価を執行部がこのように書かれていると、それに対して議会としちゃ何にもしてないということを抜きにしては、私は結論っていうか、そういった、中間報告にはぜひともそれだったら、住民投票に対してやっぱりどうなのかということをやらないと、私、市民に対して本当に説明責任を果たしたことになるかと思いません。住民投票したのに、何かもうなかったかのように思われている市民もいらっしゃるかもしれないけれども、現実問題やったわけですから、住民投票。それに対する議会としての評価というのかな、総括っていうのかな、それははっきりとささないといけません。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 市長選でどなたが市長になられようとも、この議会の意見を全く無視して進めるということはいけません。いろんな主張をされているのですけれども、それはそれ。だけでも、議会は議会としての方向性を示すということも非常に大切なことだと思いますよ。特に工期の問題がありますので、誰がなられてもすぐかからなくてはならない。そのときに議会の意思が固まってないというのは非常に不幸なことだと私は思います。

そういう意味でいえば、できるところはちゃんと中間報告でも、あるいは最終報告ということにはならないのですけども、9月まで待っていれば、当然、時期遅くなるわけですから、一刻も早く議論を進めるべきだというふうに思います。

中西照典 委員長 それぞれの委員の思いはあります。これもいつものような平行線ですね。ただ、中間報告は必ずします。その内容については皆さんに諮って、諮った上で決議をして出したいと思います。その案は、一応素案を皆さんに事務局と相談の上、諮りたいと思います。それは3月17日の庁舎の特別委員会の予算委員会分科会等あります。その後でしたいと思いますけども。

有松委員。

有松数紀 委員 その素案は委員長が執行部とつくるということですか。

中西照典 委員長 委員長、副委員長でつくりたいと思っています。

有松数紀 委員 今の議論をどう結論づけて出されようとしているのですか。

中西照典 委員長 今現在のそれぞれの立場をしたいと思います。それを受けて、その上で、表決されるかどうかはまた考えてください。

有松委員。

有松数紀 委員 私はその前にこの委員会が方向を出さないと、中間報告のたたき台なんてつくれないと思いますよ。

中西照典 委員長 たたき台をつかった上で、素案として議論していただきたいと思います。(発言する者あり)それはできませんか。(発言する者あり)いやいや、そうじゃなしに、中間報告は必ずしますけども。

有松数紀 委員 私は、この議論は平行線と言いながら、耐震改修の利点をわかりたいと思っていろいろ意見を伺いかけたですけど、なかなか、機能面とか考え方については伺いましたけど、費用のことは言っていないと思いますけども、そういった部分でメリットも言っていたということであれば、そこら辺で議論を委員長のほうが諮っていただいて、表決なりなんなり方向を出さないと中間報告の意味はないと思いますよ。意見だけ出て、こういう意見がありましたみたいなお話でまとめられるつもりですか。

中西照典 委員長 私は今の現状をまとめるつもりです、現状をね。それぞれ、こういう意見を現状としてあったというところで素案はつくっていきたいと思っています。

有松委員。

有松数紀 委員 そのことに何の意義があるのですか。こんな議論がありました、こんな議論がありましたなんてことは今このビデオで放送されていますから、中間報告で出すような議論じゃないと思いますよ。先ほど来言っていますけど、ずっと言っていますけども、4案ある中での一つの大計とすれば、本庁舎を耐震化する考え方、あるいはもう一つは新築という考え方がある、ここに絞っていくのが我々の中間報告に向けての努力目標であり、責任であるというふうにずっと言い続けてきましたけども、それを出さずに、中間報告をそういう意見があったということで済まされる話ですか。

中西照典 委員長 ですから、私はそういう意見があるという素案を持ってこようと思う。だが

らそれがだめなら、それから突っ込んだ話をしていただきたい。今、ここでは、はっきり言って吉田委員がいらっしやらないので、副委員長はちょっと用事があるということで帰られましたので、ですからそれで、それがあって言っているわけです。

有松委員。

有松数紀 委員 先ほど来言っていますけど、素案をつくられるという話ですけども、素案というのは耐震改修をすべきだという素案ですか。そういうことは出せないでしょう、今の議論の中では、表決でもとっておられん限り。

中西照典 委員長 ですから、素案は、その素案をいわゆる案であって、だから今の現状は6人が新築であり、3人が改修であるという、これが現状です。それを踏まえてどうするかというのを次の17日に決められたら決めてほしいと思っています。

有松委員。

有松数紀 委員 だから、その議論を尽くさないといけないと言っているのですよ、その素案を出されるまでに。いずれにしても採決をとらないと、この話は前に進まないと思っていますよ。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 委員長という立場で中間報告を何とか取りまとめたいという委員長の思いはありますけども、やはり今のきょうまでの議論とかを考えれば、なかなか中間報告できる段階ではないと思うし、今、委員長が新築は6人、耐震が3人というような表現をされたけど、これは新築という場合でも現在地での新築ということを支持される方もあるだろうし、やはり市立病院のところにも新築移転をするという新築という、その立場の方もおられる。それを今さっきのように、5対3か、5対3というようなことで、やっぱり私は決をとるような段階ではないし、次元じゃないと思うけどね。そこら辺ちょっと委員長の腹を聞かせてください。

中西照典 委員長 私はこの委員会が進めてきた中で、この庁舎をどうしますかということをしてきました。この庁舎を使わないという人は、少なくともきょうは委員長をはねて5人、使っていこうというのが3人です。そうすれば、今時点はそれであるので、だからそれも踏まえて報告したい。ただ、有松委員のようにそれじゃ何の報告になるか、やっぱり決をとってすべきだという意見があるわけです。いや、橋尾委員みたいにそういう中間報告はすべきではないという意見もあるようですが。

橋尾泰博 委員 する段階じゃない。

中西照典 委員長 する段階じゃない。だから私はせざるを得ないと、しなければならぬというのが委員長の意見。その内容は、有松委員が言っておられるような内容も一つであるし、私は今の現状を、今こうだという報告も中間報告の一つであるじゃないかと思っていますので、それは次の段階で、まだ早いという意見もありますけど、詰めていただきたいと思っています。

有松委員。

有松数紀 委員 何度も言いますが、議論の経過を言っても市民には中間報告と捉えていただけませんよ。まだまだ議論を詰めていかなければいけないことがたくさんある。先ほど言われました新築でも、ここで新築の場合もありゃあ、移転新築もあるだろう。だからその部分に関

して一つステップするためにも新築という大ぐくりで、あるいは耐震改修という大ぐくりで、耐震改修でも増築部分は移転とかいうこともありましたが、4案として。こちら辺の議論を次の議論に向かっていくための一つの節目として、我々出さなければいけないと言っているのですよ。経過の議論なんか中間報告しても何の意味もないと私は思います。

中西照典 委員長 それは意見として聞きます。

そのほかに。

では、次の委員会は3月17日月曜日の庁舎特別委員会分科会の後にやりたいと思います。それで今の意見も、今の意見というのは有松委員の意見も踏まえてやっていきたいと思いたすけど。

桑田委員。

桑田達也 委員 委員長、その17日の特別委員会で、委員長は先ほど申し上げられた、示された、その素案を持ってこられるって言われるのですが、今、本当に集中審議しないといけない、委員長も中間報告としてこの会期中に示すとおっしゃっておられるわけですから、示すのは次のステップに行く委員長報告じゃないと意味がないと思うのですよ。ですから17日にこの委員会を開いて、その委員長報告、今、まさに平行線のまま17日の素案を私たちが見ても、何らこの現状は打開されてないまま、要はこういう意見がありました、あのような意見がありましたで委員長報告終えられても、次のステップには何ら移らないというふうに私は思うわけですし、もし17日に目指してされるのであれば、もうその前段階に1日でも特別委員会の日程をとってでもこの決着をつけなければ、私は次に進めない、そういうふうに思います。

ましてや先ほど市長選が終わってからもいいのではないかと、候補のそれぞれの意見があるのでとか、こういうことを言っている時間は私たちないわけですね。そう考えれば、私は委員長報告、今回の中間報告というのは非常に大事だと思っていますので、ぜひそれに、次のステップにつながる委員長報告になるように、もう1日でも間に委員会を挟んででも、私は議論を尽くさないといけないというふうに考えます。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私も桑田委員と同意見でして、間にもう1日、日程をとっていただいて、議論して決めて、最終的には17で報告をするという、そういう1日設けて、また会派にいろいろ持ち帰りもできますので、この間に1日お願いしたいと思います。

中西照典 委員長 どうですか、ほかは。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 私はそういう意見を聞かせていただいて、ちょっと無理があるなというふうに思っています。というのは3月の予算議会のこの約1カ月間にわたってやっています。この市庁舎の特別委員会も議会日程として入っておったのが2回だったですかね、それで議論がこういう状況だから、いえば委員長提案として臨時の市庁舎特別委員会、これは5日ときょうかな、これも2回入れてきた。そしてまた次が17日と、それでその間にまたを入れるというのは余りにも日程的に無理がありますよ、委員長の思いはよくわかるけども。なら、この間にまた議論してこの状態がまた続いていく。本当に今のこの時期にこの議論をやっている、今、その中身

の深まり方を考えたときに、本当にこの議会で中間報告することが本当にこの特別委員会の判断としてベストな判断なのか、やっぱりちょっとそこ、私、迷いがありますよ。

中西照典 委員長 そのほかどうですか、意見。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 中間報告についてはこの間もちょっと何回か意見を言わせていただきましたけど、やっぱり期日ありきでやるのは無理があると思います、私は。だから橋尾委員が言われたのと同じような意見になります。

中西照典 委員長 それは中間報告する必要はないっていう意味ですか。無理にする必要はないっていう、そういう。

有松委員。

有松数紀 委員 今までの議論の中で、やっぱり目標を持っていかなければ結論出ませんよ、何回も何回も同じ議論をして。だからけじめをつけようと言っているのですよ、あえて、中間報告ということで。日にちを持つことによって、国会でもやっているでしょう、集中審議、夜中でも。それぐらいやらなければ市民の負託に答えてないと私は思っているから言っているのですよ。日にちを決めなくてもいい、新しい首長が決まるまで待とう、そんなことの中で議会の意義があるのですか、委員としてあるのですか。そんなことには関係ないと思います。そういう意味でもやはり中間報告はきちんとして、一段階ステップアップした報告をすべきです。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 少なくとも私は新しい市長が云々かんぬんには全く何にも思っていないから、それは。その部分は一緒だと思います、決まろうが決まるまいが、別にそれはね。ただ、私、言っているけれども、本当にその有松委員さんが言われるような議会としての方向性ですよ、それを示したいのであれば、私は議会として、この委員会として、会派持ち帰りでもそうだけど、やっぱり住民投票っていうのは絶対私は外せれない。もうそれだけです、私。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 私の表現が少し誤解を招いたかもしれませんが、候補者がどうこうっていうことを言いたかったわけではなくて、やっぱりそこにその市民の判断、民意があらわれると、それも見きわめながら踏まえて考えたらいいのではないかということであって、どなたが市長になられようと、それに議会が振り回されると、そういう意味ではなくて、そこに民意ということを私たちがどう見ていくのかということでもあります。

もう1点、先ほどステップアップとおっしゃいますが、そのやり方として、ここの建物を使うのか使わないのか、つまり改修なのか新築なのか、私はその設定の仕方自体がおかしいと思いますよ。新築であれば、ここに新築か、ほかに新築かっていうことがありますよね。ましてはほかに新築ということになれば、位置条例の問題も出てきますよね。ですから、私はそういう議論をするのであれば、改修か新築かという論の立て方ではなくて、改修なのか、どこに新築なのか、これで議論を闘わせないと議論が成り立たないと思います。

中西照典 委員長 それはあなたの意見です。

有松委員。

有松数紀 委員　そこまで持つていくには中間報告には時間がないということを踏まえて、一つ絞りましょうかということをご提案しているのですが、そういうことにはなりませんか。椋田委員が言っておられる、最終的に耐震改修をするのだ、新築移転だということまでいかないじゃないですか。その部分に絞っていくためにも、じゃあ、4案ある中で基本的には、例えば1案であるか2案であるか知りませんが、新築の考え方、あるいは耐震改修を基本とした考え方に、前に進めていくという意味でステップアップと言っているのですよ。ですから、椋田委員が言っておられる考え方はそのステップアップしたことでなくなってしまうわけではないと思いますよ。なくなってしまうのですかね。

中西照典 委員長　椋田委員。

椋田昇一 委員　どういのですかね、新築、まあ改修というのは、改修ですから当然現在地ですよね、基本はね。しかし、新築というのはどこに建てても新築ですから、まず新築か改修かということでは判断できないでしょうと、ステップアップにならないでしょうと。ステップアップというのであれば、具体的にどうするかは次のステップとしても、改修なのか、ここでの新築なのか、別のところでの新築なのかという、でないと考え方が成り立たないといえますか、判断できないでしょうと、そう言っているわけです。

中西照典 委員長　待ってください、ちょっと。

私は、言っているのは、問題はこの建物を本当にこれから何十年も使うのは市民のためにいいのか、僕は現地を回ってみてやって、本当にそれでいいですかということ、まずそれを皆さんに問うたわけです。ですから、ここを直して使うのがいいっていうのと、いやいや、これは置いといて建てようというだけで場所は言っていない。どっちかにまず決めてもらうというのが、この委員会の中間報告に当たっての僕は焦点だと思っています。

有松委員、言われるように、中途半端なことをせず結論出さんといけんという意見もありますし、いろいろあります。で、私は先ほど伊藤委員が言われたように、持ち帰ってこれはいろいろしないといけん、確かに各会派から代表して出ておられます。ですから先ほどの意見、それから中間報告をどういうふうにするかというのを、いずれにしても持ち帰って議論していただきたいと思います。

その日にちは、事務局に聞きますけど、14日の金曜日の午後っていうのは時間ありそうですか。とれそうですか。(「午後」と呼ぶ者あり) 午後ですね。(「午前でなくて」と呼ぶ者あり) 午前はもしかして委員会あるかわからんから、延びるかもわからんから。

じゃあ、先ほど言いましたように、14日の金曜日の午後の1時から、今までの議論を踏まえて、まず庁舎は使うのか、使わずに新築するのか、それから中間報告をどうするのかというのをそれぞれ会派に持ち帰って、それを議論したいと思います。3月14日の午後1時からしたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃあ、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして市庁舎整備に関する庁舎特別委員会第22回を終わります。

午後5時24分 閉会